

神皇事蹟

全

014279-000-5

187-154

神皇事蹟

高階 幸造/著

M33

ABB-0621





神皇事蹟 全

宮內省式部職掌典宮地嚴夫序
華族女學校教授井上賴圀閱
國學院講師逸見仲三郎校
兵庫縣皇典講究所理事高階幸造著



兵庫縣皇典講究分所藏版

神皇事蹟の序

世に、古を論ずるものあり。今を評するものあり。また、今と昔とを合せて云ふものもあれど、古に詳なるは今に疎く、今に明なるは昔に暗きを以て、互に相偏する所あれば、其論の甚狭少なる憾あり。世に、我を評するものあり。彼を論ずるものあり。または、彼と我とを併へ言ふものもあれど、内に通ぜるは外に達せず、外に達せるは内に通ぜずして、共に相僻する所あれば、其説の甚寛宏ならぬ感あり。今、高階氏の著に係る、この神皇事蹟は、古を今に徴し、今を昔に照し、我を彼に較へ、内を外に較へ、偏せず、僻せず、曲げず、撓

めずして、よく説き明されれば、千歳の後にも行ふべく、
萬里の外にも及すべし。そもく、かく廣く深く辨へ得ら
れつるも、要するに、我が建國の基礎鞏固にして、天と長く、
地と久しきいはれ有るによりてなり。いでや、そのいはれ
どもを、委しく覺り得むとせば、須らく、是等の書によらむ
こそ、其便甚宜しからめ。故に其梗概を識して、本書の序文
とはなしぬ。

明治三十三年十月三十日

宮地 嚴 夫

凡例

- 一 本書は、神皇の事蹟を本據として、教育に關する勅語と、軍人に下し賜へる勅諭との聖旨を遵守し、日本の精神の訓練を力むべき所以を詳論せり。
- 一 本書は、立憲政體の下に立てる精神、および、地方自治の方針等に必要なる事項を、心識的道義上より詳論せり。
- 一 本書は、家庭教育を裨補せむが爲にも、大に意を用ひたれば、青年子弟教養の參資にも充てらるべし。
- 一 本書は、温古知新、取長補短を以て目的とせれば、其徵證すべき所は、廣く古書を總合して文を成し、其書名を分註せり。其他の引書に係るものは、現時に適切なるを主とせれば、多く明治時代のものに取り。
- 一 本書第十章までは、往古を主として今後に及し、第十一章以下は、

今後を主として往古に亘り、廣く古今中外に對比して、本旨を貫徹せしめたり。

明治三十三年十月三日

著者 謹識

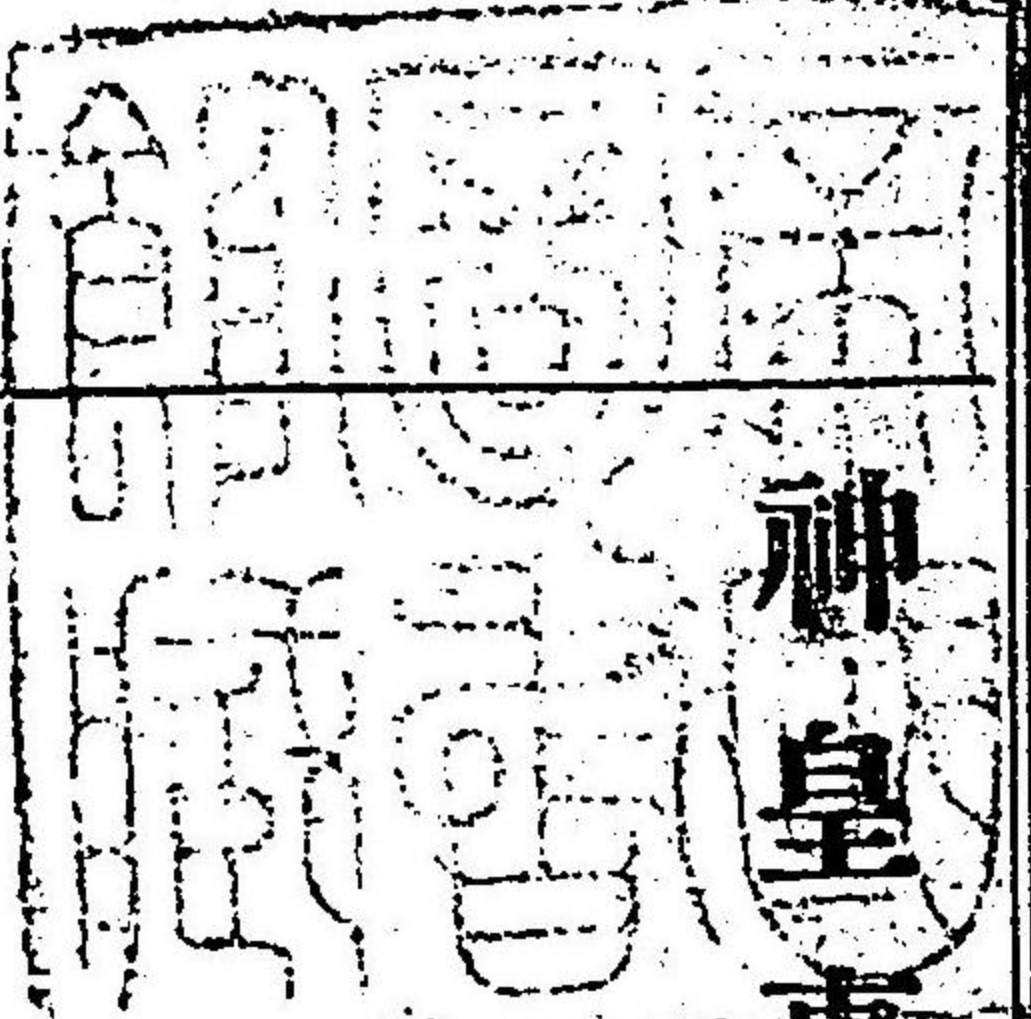
神皇事蹟目次

緒言

第一	題	一
第二	國家の組織	三
第三	建國と幽政	八
第四	歷代と幽政	九
第五	幽政と神靈	十
第六	幽政衰へて顯政亂る	十五
第七	幽政と顯政との關係	十八
第八	幽顯二政と心織形躰	十九
第九	心織的教育と形體的產業	二十一
第十	道義的教化と紀綱的授産	二十九
第十一	日本の精神の訓練	三十一
其一	彼我の對比	三十九
其二	形而以下の進歩は形而以上の方に據る	四十一

其三 我國臣民の精神	四十三
其四 將來の教育	四十六
其五 國家の特性は教育の原力なり	四十九
其六 精神訓練の要綱	五十二
第十二 族姓的教養の必要	八十一
其一 族姓の梗概	八十一
其二 道義と族姓	八十三
第十三 族姓と神社との關係	八十八
其一 土地的觀念の基所	八十八
其二 氏神氏子の由來	九十
其三 部落が神社に對する觀念と行爲	九十五
第十四 神祇と皇室との關係	百
第十五 國粹的官術の必要	百一
結論	百三

神皇事蹟 目次終



神皇事蹟

井上頼 閱
逸見仲三郎 校
高階幸造 著

緒言

日本の國土
氣候を稱す

東洋に孤立する一小國なりと云へども、其海島は温帶圈裡に位し、其沿岸は暖潮軟波に洗はれ、氣候融和にして、風土潤澤なり。仰ぎて山嶽を眺れば、翠色陰々として眼を喜ばしめ、俯して河流を望めば、水聲潺々として耳を樂ましむ。特に春光盎然たる好季至れば、櫻花爛熳として旭日と相映じ、靄々として雲の如く、皚々として雪の如く、其氣象絶佳なること、宇内に其比を見ざるものは、それ、我日本の國土にあらずや。

神皇事蹟

建國の體を稱す

建國以來數千歳の久しき、時轉り、星變り、月に雲、花に嵐の僅障ありきと云へども、上に萬世一系の君主坐々して、臣民を子愛し給ひ、下に神孫皇裔の臣民ありて、君主に父事し來り、上下親睦、純然たる四海一家の實象を保有するもの、萬邦に其例を見る能はざるは、それ、我日本の國體ならずや。

日本人の種族を稱す

國初已降、祖先の遺體を承けて、其舊地に住し、祖先の遺粟を食して、其典故を保ち、一氏蕃殖して萬姓を成し、或は天下一姓と云ふが如く、異姓異族の集合にあらずして、血統的同種の團體なるもの、外域に其類を見る能はざるは、それ、我日本の臣民ならずや。

日本人の特性を稱す

抑、斯の如く爽快なる國土に孕まれ、斯の如く善美なる國體に養はれ、斯の如く純潔なる臣民が、冥々隱約の間に發達したる、無比絶對の特性を有するは、素より言を跋たざる事な

るも、其特性なるものは、則ち吾人臣民の祖先が、神皇の事蹟を躬行し來れる、優習美慣を云ふなり。この優美なる習慣は、是を國家の上より稱せば、國體の精華にして、國民の點より云へば、臣民の特性なり。然れば、吾人各自が、此特性を愛養保全するは、即ち國體の精華を彌々發暉して、君威國光を益々炳然たらしむる所以なり。

予は、是を古來の諸書に徴して、其發達進化に係る既往の事實を詳論し、現在は勿論、將來に於ても、一定不變の我皇室と共に、無窮に傳承せられつゝ、以て彌々隆盛ならしむべく、以て益々強固ならしむべき理由を解説し、世の識者に對して批評を乞ひ、併せて青年子弟が參資に供せむとす。

第一 開題

本邦古來の

謹みて本邦の制を按ずるに、古來幽政顯政の二あり。幽政と

制に幽政顯政の二稱ある事を畧述す

は祭事にして、即ち神祇の禮典是なり。顯政とは政事にして、即ち天下の民政是なり。この幽顯二政を掌握し給ふ、貴重なる大權を有し給へるは、申すも恐れれど、天皇陛下に坐々すなり。昔より、世人之を稱して、祭政一致と云へれども、予今、幽顯の兩政となすものは、日本紀舒明天皇の卷に、此幽顯の二字を神も人も訓じ、日本紀纂疏には、顯事は人道なり。幽事は神道なりなごあるに據れるのみならず、歐米各國に謂ゆる、政教一致と混じ易き嫌あるを以て、明確に區別せむが爲なり。

幽政顯政は神洲たる本邦の基礎なる事を畧述す

本邦、建國以來年代の久しき、時勢の變遷、軍馬の競争ありて、多少の差異なきにあらずと云へども、此幽政顯政の形體は、時代の如何を問はず、不拔不斷に傳承し來れる、國家組織の經脈なり。特に其一大要素なる、天地神祇を祭祀する、禮典儀

本邦の組織は血統的蕃殖にして四海一家の實象を保有せる所以を畧述す

式に至りては、歴代これを重じ給ふこと、史籍の徵する所に明なり。その然る所以のものは、神洲の神洲たる所にして、本邦建國の基礎なればなり。故に漸次其所以を序述し、幽政と顯政とは、必ず相併行せざるべからずして、又必ず、國政上に均勢を有すべき理を論ずべし。

第二 國家の組織

本邦は、天祖經始の地にして、日神垂統の國なり。是故に、列聖、其祖宗の神勅を遵奉して、皇統を一系に繼承し、天職を萬世に保持し、臣民を綏撫愛養し給へり。臣民も亦其神胤皇裔にして、祖先以來、臣職を盡し、民業を營みつゝ、至誠以て皇室に敬事し、國史に眞價を存し來れり。茲を以て、遠くは日本紀に、一氏蕃息爲萬姓と云ひ、近くは大日本史に、天下一姓と云へるなり。然れば、皇室は本統にして、恐れれども、臣民たる吾人

神祇祭祀の
禮典の重す
べき所以を
畧述す

が宗家なり。吾人臣民は分系にして、恐かれども、皇室の分支家なり。これ洵に海内一家の實象にて、海外無比の美體たること、歐米人すら賛稱する所ならずや。故に本邦は、血統的蕃殖の國にして、集合的組織の國にあらず。豈種族の箇々なる人々が、相寄り相集りて、社交的團結を成し、而して、漸次に國をなせるものと、同一班に看做して可ならむや。宜なるかな、我には血統を重ずるの風ありて、彼には約束を重ずるの俗あること。

それ國家の組織、斯の如く異なるに於ては、國家を統治する政體も、亦、自然異なるを得ざるは、最も見易き理勢ならむ。本邦建國の初より、神祇を祭祀するを以て、最大なる禮典とせられしが、故に、明治の昌代に當りても、國家萬世の基礎たる、憲法を發布せらるゝに際し、畏くも、皇帝陛下、御自ら天

幽政は建國
の要素なる
所以を畧述
す

地神祇に契はせ給ひ、天祖に奉告し、山陵に奉幣し、以て其大典を執行し給へり。これ即ち、列聖の政跡に據り、皇祖の基業に則り、天祖の神勅を遵奉し給へるに外ならず。嗚呼、それ、政體は國體の衣服なり。四時の變化に隨ひ、寒暑の往來に伴ひ、相互に交換改新して可なるも、其骨格皮膚等にいたりては、改新し得べからざるること、なほ人身の如くなるものは、即ち國體なり。故に強ひて之を改新せむとせば、毀損傷害して、人は以て死に至り、國は以て亡びなまむ。これ衣服と人身、と政體と國體との差異ある所以なり。神祇の禮典たる幽政は、即ち皇祖建國の要素にして、此國政と最大の關係を有すれば、古の聖皇、我國のこと、まづ神事後に他事を宣給ひける。これ、血統的組織國の基礎にして、子孫たる者の常情、最も然るべき理由なり。則ち次章以下に詳論せむ。

天祖の神勅
と幽政の起
原を徴す

第三 建國と幽政

太古、皇祖天神、御手に鏡劔を捧持し給ひ、言壽して宣り給は
く。豊葦原の瑞穂國は、皇孫の繼々王と坐すべき地なり。吾皇
御孫命就坐して、これの天津高御座に坐々し、天の下を安國
と平けく所知食して、天津御膳を、萬千秋の長五百秋に、安け
く所聞食せ。これの鏡は、専ら吾神璽として、御前を齋くがこ
と、同床共殿に坐さしめて、齋鏡と奉齋し給へ。寶祚の隆盛な
らむこと、天壤と無窮なるべし。日本紀古事記天書舊
事紀延喜式等に據る。また
宣り給はく。吾は天津神籬、および、天津磐境を起し樹て、皇
孫の爲に齋ひ奉らむ。汝、天兒屋根中臣氏、太玉命忌部氏、天津
神籬を持ちて、葦原中國に降り行きて、また、皇御孫命の爲に
齋ひ奉れ。太玉命は、諸部の神を率て、其職に供へ奉ること、天
上の儀の如くせよとて、諸神をも共に陪へ從はしめ給ひき。

歴代の幽政
を重し給ふ
事と祭政一
致なりし謂
を徴す

第四 歴代と幽政

日本紀舊事紀古語拾遺等による。これ神祇祭祀の禮典、即ち、幽政なるもの、
起原にして、皇祖天神を敬祭し給ふは、國家を經綸し給ふの
本根なり。教化以て四海に普く、顯政以て八荒に行はれ、臣民
の徳、其篤きに歸する所以なり。況んやまた、天祖の神勅は、即
ち、天祖の遺訓なるに於てをや、故に列聖これを遵守して、此
禮典を嚴肅に行ひ給へり。

皇孫、高千穗宮にして、大嘗祭を始め給ひ、天神壽詞、神武天皇
靈疇を鳥見山に立て、皇祖天神、及び、群神を祭り給ひ、天璽の
鏡劔を捧げて、橿原の正殿に安置し給へり。古事記、日本紀、舊
事紀、古語拾遺、神
皇正統記、當時、中臣、齋部、専ら祭事を宰りて、政事に預り、大伴、物部、
専ら武事を掌り、亦神祭を兼ね。これ即ち、世の所謂祭政一致
たり。古事記、日本紀、古語拾遺、崇神天皇、齋部の諸裔をして、鏡劔を摸造せ

しめ、護身の靈璽となし、天祖の神靈たる鏡劔を、倭笠縫邑に
敬祭し給ひ、日本紀古垂仁天皇、幽契によりて、之を伊勢に奉
遷し賜ひき、日本紀延暦儀式帳倭同朝祭主を置かれ、倭姫原
抄玉穗の朝に及びて、神祇伯あり、所謂祭主即ちこれなり、本

紀古語拾遺職原抄

大化二年、群卿大夫及び臣連、國造、伴造等に詔して曰はく、天
地の間に君ごして、萬民を宰め給ふことは、必ず臣等の翼に
なも由る。故、世々の我皇祖等、卿が祖考ご共に治め給へり。朕
復、神の護を被りて、卿等ご共に、天の下を治めむご詔ひ、三年
又詔ひけらく、惟神も我子治し食へしご言寄し給へり。是を
以て、天地の初より、君ごまし坐す皇國なり。本注曰惟神ごは、
自ら神の道あるを、神の道の隨に亦
いふ也。○日本紀大寶元年勅して、造大幣司長官を置かれ、
其の後、大幣を斑ち給ふが爲に、諸國の國造を召し、明年二月、

神祇の禮典
大に備れる
事を徴す

大安殿を鎮め、大祓を行ふ。天皇新宮正殿に御し、齋戒し給ひ
て、幣帛を、五畿七道諸社に斑ち給ひき。凡、國造の祭を掌るご
ご、此時亦、古に異なるごごなかりしなり。續日本紀但凡以下、
陳述せり。

養老二年に及びて、詔して、大寶令を増訂せしめらる。是に於
て、神祇の令制、大に備りぬ。續日本紀令義解其の令に曰はく、凡、天地
神祇は、神祇官みな、常典に依りて之を祭る。伯一人、天神地祇
の祭祀、祝部の名藉、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆の事を掌り、太宰府に
主神一人を置きて、九國二島の祭祠を掌らしめ、天下諸國、み
な、國司をして、各々、其の國內の祠社を掌らしめらる。令義解
を主と
し、日本紀續日本紀類聚國史、此の頃、既に幽政顯政二分せり
延喜式職原抄を參酌せり。此の頃、既に幽政顯政二分せり
ごいへごも、神祇官を以て、諸官省の上に置き、諸國司をして、
部下の神祇を掌らしめらる。茲に於て、禮典儀式大に備れり。

神祇禮典に對する人心の沿革を徵す

而して、其の祭祀せらるゝ神祇は、即ち天下を平治し、蒼生を撫愛し給ひし、皇祖皇孫の經國を補佐し奉りて、偉大の勳功ある神祇に坐せば、悉く禮典を厚うして、報本反始の誠を表し給ふにあるあり。かくて、其の神名は、載せて神祇官記に詳なり。合義解職原抄、日本紀、續日本紀、延喜式等を斟酌して記せり。寶龜七年夏、勅して云はく、神祇の祭祀は、國家の大典なるに、頃者、諸國神社損穢を修めず、春秋の祭祀を怠るに因りて、嘉祥降ることなく、災害荐りに顯る。今より、國司之を檢校して、毎年、其の狀を奏せし宣賜ひ、秋又、天下群神に幣を奉り、諸社の祝等、神社の損穢を致す者は、位記を収めて、任を解くを以て、恒例とせらる。續日本紀、類聚三代格。大同年間、齋部廣成、神祇禮典の衰替を嘆じ、千載の闕典を補はむことを上奏す。古語拾遺初、延曆中、勅して、儀式を作らしめらる。而して其功、未全く訖らずと

いへども、伊勢兩宮の神主内人等、儀式帳各一卷を造りて之を上りき。類聚國史、延曆儀式帳。此の時に至りて、式を撰び給ふべき議あり。故に、廣成、祭事の儀式を修めむことを奏したり。其の言、悉く行はれずといへども、後六十三年にして、貞觀に、神祇禮典の議注あり。其の後、又、五十七年を経て、延長に神祇式ありしは、蓋し、廣成が言を採用せられつるあらむ。類聚國史、弘仁式序、三代實錄。貞觀儀式、延喜式の大意を採撮。爾後、時運の變遷あり、兵亂の艱難ありて、種々の沿革を來し、舊式古格の廢弛せるもあり、といへども、神祇祭祀の禮典に至りては、隨時應分の儀を擧げさせられ、未全く斷絶せりしことを聞かざるあり。

第五 幽政と神靈

幽政は道義の基礎なる謂を概言す

抑、神祇の禮典は、幽政中の最主なるものにて、君臣の大道は勿論、苟くも道義的の感情に屬する部分は、皆この範圍に入

るべきなり。其の然る所以のものは、建國の組織に徴して明なり。これ、血統的蕃殖の國家なれば、祖先の遺徳を敬慕して、族姓を尊重し、其の遺業遺蹟は、子々孫々、皆之を躬行し、氏名を落し、門戸を汚さざらむことを力むると同時に、禮典儀式を擧げて以て、祖先の神靈に敬事せむの至情起るは、尤も見易き理勢なりとす。

夫、祖先の性と子孫の心とは、元これ、同氣一貫なるが故に、精誠の至る所、即ち、感あり應あるものなり。是を世に、神業、神徳、天祐、天助なご、稱せり。史を按ずるに、神武天皇の天業を恢弘し、天下に光宅せさせ給ふや、金鷄の靈瑞あり。八咫鳥の嚮導あり。中州平定、大和奠都の後、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬。今諸虜已平、海内無事、可以郊祀天神、用申大孝者也。乃立靈囿於鳥見山中云々、祭皇祖天神焉とあり。神功皇后の

神祇の靈徳を徵證して感應の理に及ぶ

三韓を征伐せさせ給ふや、其の前後に當りて、屢々、神祇を祭祀し、禮典を修理し給へり。茲に於て、神人同氣上下一和し、遂に新羅の國王をして、吾聞東有神國、謂日本亦有聖王、謂天皇必其國之神兵也、豈可舉兵以距乎との言を發せしめ、國の圖籍文書を収めて降伏せしむ。又、高麗、百濟の兩國も、我が軍勢を窺ひ知り、永稱西蕃、不絶朝貢との契約を納るゝに至る。此他、宇佐神宮の神勅に於けるも、弘安の役に於ける神風も、明治二十七八年の征清の役に於ける天祐も、皆これ、當時、上下が國家を思ふの至情、祖先の靈性と化合したる、即ち、感應の結果と云ふべし。豈これを偶然の幸福となすべけむや。

第六 幽政衰へて顯政亂る

國家の安危に拘る、重大の條件起るに會しては、前陳の如く、人爲のよくなし能はざることあるは、わが神州の名實ある

神州の名實を全して幽政を等閑に

附すべからず

所以にして、建國已來歷朝の幽政を肅み給へる事由なり。然れども、鞭短くして、馬腹に達せざれば、千里の駿馬も、得てよく驅るべからず。人よく志を國體の上に留め、史籍に徴して、幽政の如何を悟らざれば、重要な美事と雖も、得てよく行はるべからず。爲に幽顯二政の和合を破り、上下の分位を失ひ、遂に國家の衰運を醸成するに至らむ。是豈短鞭驅馬の、一小歎事にして止むべけむや。等閑に附し去るべからざる、以て推知すべきなり。

幽政衰へて
顯政亂れし
實蹟を徵證す

然るに、中世漸く、佛法盛にして幽政衰へ、漢意盛にして特性廢れ、遂に、馬子の如き、蝦夷父子の如き、道鏡の如き、專横悖逆言ふべからざる徒出づ。嗟吁それ、是の徒の出づる、種々の因由あるべしといへども、畢竟佛說漢意の爲に、本邦の元氣たる要素を塗抹し、國家の基礎たる幽政を嚴肅にせざるの致

す所なり。其の後、奥賊の蜂起あり。將門純友の叛あり。引て源平二氏の亂あり。續て北條足利の徒あり。是又、其の亂原を探ぬれば、種々なるべしといへども、要するに、前陳せる如く、幽政の衰頽せしに基けり。何となれば、延暦弘仁以後、天曆の際に至りて、文學大に開け、法制大に備り、事々物々見るに足るべきもの多きを以て、即ち國家昌平なるべきは、最も然るべき通理なるに、反て、昌平ならざるものは、抑何ぞや。これ他なし。當時の法制、凡べて唐土を摸擬し、其の講ずる所は、四書六經の學に有らざれば、即ち因果應報の説のみ。而して、元氣を開發し、倭魂を振起し、國家の基礎を鞏固ならしむる等のことは、措て顧みざりしが爲なり。故に菅右府倭魂漢才の説を立てらるこいへども、奸臣の爲に中傷せられ、三善氏、肅祭祀云々の上書ありこいへども、徒に文具と成るに過ぎざりき。

小松内府、忠孝の志を勵し、君父の間に節義を盡せりといへども、惜哉意を全せずして逝く。時運斯の如くにして、正義行はれず、遂に奸惡無道の徒をして、蹤を接して起らしむるに至れり。豈、慨嘆の至りならずや。

第七 幽政と顯政との關係

かくて、茲に之を按ずるに、幽政と顯政とは、元來相併行すべきものにして、互に、最大至重の關係を有する事、天に日月あるが如く、地に水陸あるが如し。然れば、文學極盛の地に達すと雖も、法制完備の境に進むと雖も、幽政を廢するに至りては、顯政何ぞ振起すべき。唯に振起せざるのみならず、或は顯政立つこと能はずして、前記の如き衰亂を見む。これ幽顯二政相隨伴して行はるべきが、建國已來の本體なればなり。唯に、其本體たるのみにあらず、皇祖の神勅に起因せる、我神州

幽政と顯政とは併行すべきが本體なる理を述べ

幽政は顯政の本據にして美風美俗の要素なる事を述べ

の經脉なればなり。

これたゞに、神州の經脉なるのみならず、また皇祖の神勅なるのみならず、實際幽政衰へて、顯政亂るゝこと、極めて第六章の如くなるを知らば、幽政の嚴肅ならざるべからざることも知らるべく、また、幽政は顯政の本據にして、其父母たることをも知らるべし。これ老子が所謂、無、有を生ずる理にして、幽は顯を生めるものなればなり。宜なるかを、皇祖の神勅、歴代の制令、神祇の禮典を元首とし給へること。以て其關係の、父子の間も唯ならざるを思ふべし。然れば、臣民箇々の家政も亦斯の如く、幽顯の二政併行して其道全く、且、美風美俗の家族たるを得て、子孫の昌榮をも見るべきなり。

第八 幽顯二政と心識形骸

無形的心識の、よく有形的形體を使用し、有形的形體の、又よ

幽政と顯政

心識と形體とを對論して兩々相持其功を全すべき理に及ぶ

心識と形體との理を推して教育と産業とに及ぶ

く、無形的な心識に使用せられて、須臾も相離散せざるものは何ぞや。これ畢竟、心識を離れて形體立つ事なく、形體を分れて心識立つ事なき所以にして、心識と形體とは、元これ一にして二ならざればなり。其の二ならざる所以のものも、亦、無の有を生じ、幽の顯を生ずる、皆これ天地自然の神理にして、其の無形有形なるもの、素より二にして二ならず、一に歸するものなればなり。故に、幽顯二政の相隨伴すべき理も、また實に茲に存りて、二にして二ならざるや必せり。見るべし、圓々乎こして、國體といふ一塊中に存する事を。

然れば、支那は知らず、印度は知らず、遠洋諸國は知らず、我日本國なるものは、幽顯二政を具備して立つものにして、則ち人生の心識と形體とに於けるが如し、茲に於て、世上幾多の人々が、各自に經營する所の生活を回視するに、其の程

度の尊卑優劣の差の如き、其の業務の上下貴賤の別の如きは、實に種々無量にして、筆紙のよく盡す所にあらずといへども、之を要するに、教育と産業との兩者に驅馳せられつゝあるのみ、而して、教育は心識に屬し、産業は形體に屬して、これ亦、相互に兼備すべきものにて、よく然る者を、中等以上の人種と稱し、産業ありといへども、教育なく、或は教育ありとも、産業なき者を、其の次位にある人種と假定せば、教育産業共に皆無なる者は、最も劣等人種にして、文明社會の數に入られざる者たらむ。然れば、人々生活の度を高めむとするに於ては、心識を宏大にして教育を完成し、形體を健固にして産業を富裕し、兩々相隨伴し、相兼備せざるべからず。

第九 心識的教育と形體的産業

人世は、既に心識形體の二者を有すること、前陳の如くなり。

教育と産業

と兩全して
民徳厚きを
致すべきを
述ぶ

然るが故に、生活も亦自然に二者ありて、教育、産業と稱する
こと、是亦前陳の如くなり。而して教育は、心識的生活に屬し
て無形たり。産業は、形體的生活に屬して有形たり。然るが故
に、人世を統治する方法も、亦二類に分れたり。曰く教化と授
産と是あり。心識的生活は、教化によりて始めて之を全くす
べく、形體的生活は、授産によりて始めて安きを得べし。然り
而して、この二者なるものも、二類なる者も、元來二にして二
ならざれば、相互に相須ち相伴はざるに於ては、人世の活路
を安全ならしめむと欲するも得べけむや。何となれば、苟く
も人々産業ありとすするも、教育に依らざれば、人道を全うす
るに由なく、もし又、教育ありとすするも、則ち産業に安ぜざれ
ば、處世を全くするに由なければなり。今これを、絶對的の賤
事に例へて再言すれば、形體の活路に困じて、心識的道義を

全くする暇あらず、遂に所謂貧の盜を爲すが如きに至りて
は、聖賢といへども、得て之を誨ふるに術なかるべし。又、心識
的道義を躬行せざる者は、形體の活路を伸張せむが爲に、欲
情いよく增長して、詐偽をこころし、良民を虐待し、奪はず
んば飽かざる野蠻の俗となるべし。予按ずるに、古人が衣食
足りて禮節を知るといへるも、決して偏辟傾向、唯に衣食の
み維足るに至らば、教化なしといへども、人々自然に禮節を
知るご云ふの謂にあらざるべし。何となれば、恒の産なき者
は恒の心なきごも云へればなり。然れば、恒産なき者に對し
て、いかに正道を踐行せよご云ふも、之を踐行し得べき恒心
なきを如何せむ。故にまづ、一家の産業を與へ、教育を加へ、以
て禮節を知らしめば、自然民徳厚きに歸すべきなり。然して
茲に斯、産業、教育、禮節ご次第せるものは、一家そのもの、上

より、秩序的に假言せるにて、素より教育と産業とは、相併行すべき事、前陳の如くなれば、人世の一般より之を見る時は、何れを前にし、何れを後にすとも指示し難からむ。さて今、人々處世の梗概を略圖すれば、左記の如くなりぬべし。

人世 { 無形的心識……心識的教育 }
 { 有形的形體……形體的産業 } 生活

そも、人世の生活は、無有相互に联接し、教産相互に併行して、須臾も相離散する事なきは、即ち斯の圖形の如し。故に人々、之を以て處世の常となさざるべからず。その然る所以のものは、元來二にして二ならざるものなればなり。然れば、もし是に反對の場合あらむには、即ち一家一國の化合的和親を破り、其の極に至らば、遂に云ふべからざる災害を醸成せむ。是實に、人々箇々の處世上、最大必要の大憲なり。豈鑒み

心識的教育
の主腦を述
ぶ(其一)

ざるべけむや。

かくて、形體的産業は、宇内各國何處に於けるも、變替あることなかるべきも、心識的教育に至りては、各國皆其状態を異にせざるを得ず。何となれば、教育あるもの、要する所は、其邦域の組織に基けばなり。建國の體、即ち教育の主腦なればあり。故を以て、我今上天皇陛下は、去る明治二十三年十月三十日、左の勅語を發し給ひたり。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ德兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ

世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義
 勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ
 獨朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ
 顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ
 テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス
 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸
 其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

此の詔勅の旨趣を、本論の初章よりして、引續き論述せる要
 旨を總撮して、國體の組織上より、教育上に押渡して、我國
 臣民の處世上、最大主要とすべき目的を圖せば、即ち、左の如
 くならむ。

國體……皇室……政權
 ……無形的幽政
 ……有形的顯政
 ……政府
 ……幽政的道義
 ……顯政的紀綱
 ……臣民
 ……道義的教化
 ……紀綱的授産

さて、本邦は建國の體、絶對無比にして、所謂る血統的蕃殖を
 以て、組織せられつゝあるが故に、本邦萬般の事物は、悉皆、吾
 人が大宗家たる皇室の大權中に存り、而して、有形的顯政と
 顯政的紀綱との如何は、政治學の範圍に亘るのみならず、本
 書の主腦にもあらず、則ち、間接の關係あるのみにして、假令、
 今辯論せざるも、敢へて主旨の貫徹せざるにもあざれば、
 他日別に著作して云はむ。さて、道義的教化は、現に教育者も、
 吾人も、譬へば忠と云ひ、孝と稱すといへども、唯其の名義を
 支那文字に借りたるのみ。凡そ人たる者、道義的の感情なき
 はなし。故に支那文字の渡來せざりし已前、即ち本邦に人種
 ありて以來、忠孝節義等の事實ありし事、太古の史籍がよく
 徵證する所なり。これ國語に所謂、まこと、まごころ、清き心、赤
 き心等に適合せり。然るに、現在の唱呼、及、文字上より、忠孝の

教を以て、儒教主義なご、稱道する者あるは、古史を繙かず、古義を覺らざる徒にして、自身が不知を覆ふの言たるに過ぎず。そも予は此等の説に對して、多辯を要せざるものは、斯ノ道ハ實ニ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ云々」と宣給ひたる、勅語の上にて明確なればなり。故に道義的教化は、幽政的道義に成り、幽政的道義は、無形的幽政より起れるや明なり。豈海外諸邦に、斯の如き起原により、此の如く成立ちたる、道義的教化を有するものあらむや。又茲に所謂、幽政的道義と、無形的幽政とは、前章に於て既に陳述したれば、併せ見て其所以を知るべし。

然るに、歐州人が、無形は教權の主宰する所、故に教權の範圍にあり。有形は政權の支配する所、故に政治の範圍にありとの説を、金城鐵壁と信據して、之を我國に適應せしめむとし、

無形的幽政の至大最主ある、神祇の禮典儀式をして、歐州に所謂、宗教の禮典儀式と同視し、まゝ、政權以外となせる所説あるものは何ぞや。これ蓋し、忠孝の道をして、儒教主義と誤認したる徒と、好一對の言にして、要するに、本邦建國の組織を知らず、我々各自が祖先たる神祇を、彼の佛耶の如きを、神となす説と混視し、彼我を分識する活眼なきが故なり。乞ふ少しく反省する所あれ。

第十 道義的教化と紀綱的授産

余は、これより一步を進めて、前來稱道せる所の、教化授産の二箇を根幹として、秩序的に、その實施の難易如何を詳論すべきあるも、こゝに所謂の授産は、紀綱的授産にして、顯政的紀綱より成るものなれば、自然政治上に亘らざるを得ぬ理勢なり。されど、政論は、本書の主腦とする所にあらざるのみ

心識的教育
の主腦を述べ
(其二)

ならず、又本論との比較上よりも、自然知らるべき事なるを以て、姑く之を措き、直に教育の一事に對して管見を陳べむ。それ教育の範圍たるや、高等尋常、または専門等の差異あるは勿論、最も廣博なる、最も深遠なるもあれど、一言以て之が全體を概括せば、唯これ立志の二字中に存るのみ。そもく、學ぶ處廣く習ふ所深しと云ふも、此二字の缺漏する事あらば、本幹の直立せざる樹木を培養するが如く、いかに枝葉のみ繁茂するも、物の用に供する能はざればなり。さて立志とは如何となれば、例へば、人生の本分を全成せむとする希望すなはち之を志と云ひ、其希望を漸次に發育せしめて、確乎として敢て變替せず、之を圓滿無缺に成就し終る、すなはち之を立といふなり。然り而して、希望と立志とは、二箇の者にして、之に本末あること、原因と結果との如し。故に、元來一箇

にあらざれば、希望は立志の本始、即ち原因なり。立志は希望の完尾、即ち結果なり。故にこの結果を見むと欲するや、須らくまづ、その希望なるものをして、善美に培養し、純良に發達せしめむことを務むべきなり。而して之をあすに、方法あり資料あり。その方法資料たる、また種々なるべしといへども、要するに、徳智の二育に依らざるべからず。故に立志をして、終始を全せしむるものは、徳育と智育とにあり。蓋し産業上に對する立志も、亦、之と一同なるべし。これ余が、道義的教化を、紀綱的授産に對立して、稱道する所以なり。既に然り。然れば、宇内間、何れの地に往くとしてか、徳智の二育必要ならずとせむ。まして、我が國の如きは、血統的蕃殖を以て組織せられ、君臣の間に於ける道義的感情は、祖先已降重疊累積し、其堅固なる状態、熱湯を以てするも煮えず、猛火

を以てするも焼けざるが如き、一種無二の特性存するに於てをや。然れども、人素より鬼神と異なり、教へずして之を知る者なし。故に之を教ふるに、歴史的教育を以てし、且、德智の二育を併加せしめざるべからず。あゝ夫斯の如く論ぜば、説者或は云はむ。汝の言甚誤れり。汝既に、道義的教化を以て論じつゝ、茲に又智育稱道す。智育と德育とは、互に相容れざる觀あるにあらずやと、これ或は然らむ。然り、こいへども、余は素より、其主位格なる者に附きて云ふなり。德育、何ぞ單獨にして、其徳を全するを得む。必ずや、智力をもからざるべからざる理あり。余近頃、日本政綱論を讀むに、其書の教育論中の説、大に管見と適合せり。今左に引用して、其理由を知らしめむ。

ソレ道德ナリ智識ナリ共ニコレ一心識上ノ意動ヲ名ク

ルノ稱號ニシテ其心識發作ノ左右ニ依リ必竟其名ヲ異ニスルノミ今概シテ道德智識ノ體性ヲ論ゼンニ余ハ印度哲學ニ慣用スル二種ノ講法ヲ轉用スルノ便ヲ感ゼリ曰ク二種ノ論法トハ何ゾヤ曰ク舉勝爲論及ビ據實通論ニコレナリ前者ハ例ヘバ異類聯合ノ事物アルトキ其中一個ノ重要ナル者ヲ舉ゲテ特ニ主位ト爲スノ論法ヲ云ヒ後者ハ例ヘバ異類聯合ノ事物ニ於テ其所望ニ親踈アルガ爲、オノツカラ主從ノ別ヲ見ルト雖モ其實ニ據テ之ヲ尅スレバ皆孰レモ偏廢孤立スベキニ非ズト斷定スルノ論法ヲ謂ナリ今一例ヲ舉ゲ之ヲ云ハ、儒門ニ所謂父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、一曰シテ若シ五倫各只一則ヲ守レバ足ルト斷定シ去ラバ決シテ聖賢ノ教旨ニ契フベカラズ然レドモニコレ所謂舉勝爲論的

ノ立言ニシテ但其所望ニ於テ父子君臣夫婦長幼朋友ノ
 差アルガ爲之ヲ齊フルニハ又オノツカラ其主トスベク
 先トスベキ者アリテ自餘ノ四則ハ交ゴモ之ガ隨從タラ
 ザルベカラズ即親義別序信コレナリ是故ニ之ヲ據實通
 論ニ徴スレバ父子倫ノ間ニ在テハ親ナル者コレ重要ナ
 ルガ故ニ且ラク舉テ主位ト爲スト雖モ若シ他ノ義別序
 信ノ四ノ者ト俄頃モ相離レタルノ親ナリトセバ反テ眞
 正ノ親ニハ非ザル也君臣間ノ義乃至朋友間ノ信皆交ゴ
 モ爾ラザル莫シ之ヲ五倫ノ實義ト爲ス以テ二種ノ論法
 ナ分解スルノ一例トシテ見ルベシ
 今試ニ此二種ノ論法ヲ以テ道德智識ノ二者ヲ論ゼンニ
 夫道德ナル者ハ一心上ノ正實ナル意動ヲ主位ト爲シ智
 識ナル者ハ同シク一心上ノ聰明ナル意動ヲ主位ト爲シ

タル名稱ニシテ畢竟舉勝爲論的ノ立名ナルヲ知ルベキ
 ナリ然ドモ據實通論的ノ見解ヲ以テ之ヲ論ゼバソレ聰
 明ナル人ト雖苟モ正實ナル精神ヲ失却シタランニハ決
 シテ眞正ノ智識タルヲ得ベカラズ其聰明ノ當體ニハ必
 ズ正實ナカルベカラズ乃正實ヲ具スルノ聰明ナレバコ
 ソ始メテ眞正ノ智識トナルヲ得ルナレ若シ苟モ煉ラズ
 ンバ智識モ眞ノ智識ニ非ズシテ頓ニ狡黯邪智ト變ゼン
 ノミ是故ニ事宜ニ依テハ單一ニ智識ト稱スルコトアル
 モ其實必ズ道德ト相融和シテ假令之ヲ分離セント欲ス
 ルモ得ベカラザル者ナカルベカラズ之ヲ眞正ノ智識ト
 スルナリ又假令正實ナル人ト雖苟モ聰明ナル精神ヲ缺
 如シタランニハ決シテ眞正ノ道德タルヲ得ズ其正實ノ
 當體ニ必ズ聰明ナカルベカラズ必ズ聰明ヲ離レザルノ

正實ナレバコソ始メテ真正ノ德義ト成ルヲ得ルナレ若シ苟モ然ラズンバ道德モ眞ノ道德ニ非スシテ反テ愚直即俗ニ所謂馬鹿正直ト化センノミ是故ニ事宜ニ依テハ單一ニ道德ト呼ブコトアルモ其實必ズ智識ヲ具足シテ之ヲ別立セシメントスルモ得ベカラザルモノ莫カルベカラズ之ヲ真正ノ道德トスルナリ云々然レバ則道德智識ノ二者タルヤ其實體ヲ究ムレバ唯是一心識ニ外ナラズシテ其意動ノ左右スル邊ヨリ之ヲ觀ル時ハ二者歷然トシテ各々相狀ト力用トヲ區別セリ然レバ則體性ハ唯是一體ニシテ其相用ノ上ニ於テオノヅカラ二者ヲ表ハス者タリ蓋シニニシテ而モ二ナラズ二ナラズシテ而モ二ナルノ妙理ヲ有スル者ナリ

夫道德智識ノ體相既ニ斯ノ如シ是ヲ以テ教育施行ノ實

際ニ於テスルモ亦單一ニ智育ト呼ブ者ハ智力ノ發達ヲ務ムルコト是其主位ニシテ又單一ニ德育ト稱スル者ハ道心ノ教養ヲ務ムルコト是其主位タルベシトスルハ前ニ所謂舉勝爲論的ノ教育ニシテ固ヨリ二育ノ分位此ノ如クナリトス只其舉勝爲論的ノ分位ニノミ拘泥シテ苟モ據實通論的ノ互融法ヲ忘ル、ニ於テハ彼ノ五則ヲ執テ一倫毎ニ配當シ一倫一則ヲ以テ其倫理ヲ盡セリト誤ル者ト一般ナリ豈真正ナル二育ノ完全ヲ得ベケンヤ故ニ舉勝爲論的ノ分位法ヲ行フト同時ニ決シテ據實通論的ノ互融法ヲ怠ルベカラズ即智育ヲ施スト同時ニ須臾モ德育ヲ離レザルベク又德育ヲ施スト同時ニ俄頃モ智育ヲ去ラザルベキナリ二育ニシテ若シ苟モ氷炭分立シ其關係ヲ絶ツニ至ラバ二育ハ真正ノ二育タルコト能ハ

ズシテ或ハ邪智ノ徒ヲ生ジ或ハ愚直ノ徒ヲ生ゼシ故ニ
二育ヲ兩全シテ敢テ偏缺ナカラシメバ厚德ニシテ智深
ナル大丈夫、聰明ニシテ正實ナル快男子ヲ生出スルモ甚
難カラザルベシニ育ノ原則既ニ此ノ如シ是ヲ以テ其方
法ニ至リテモ亦是ニニシテ而モ二ナラズニナラズシテ
而モ二ナルノ妙法ヲ得ルヲ要ス

余が所謂道義的教化も、前論の意味と全く同じきものにし
て、德育智育なる者、素より二にして而も二ならず、一にして
而も亦二なる義なり。故に唯其二者に附きて、最も重要に、最
も主位に居る名號に據れるのみ。乞ふ説者輕忽に論難せざ
れ。

茲に於て、なほ一層論區を擴張して云はゞ、此道義的教化と
紀綱的授産とは、彼の形體と心識と有無二者の、二にして二

ならざるが如く、また一にして而も二なるが如きと、同一一般
の理勢なり。然れば、幽政的道義と顯政的紀綱とに於ける、無
形的幽政と有形的顯政とに於ける、皆互に相隨伴して、其名
を全有せらるゝものにて、即ち又二にして二ならず、一にし
て而も亦二なること、誰か此間に疑念を容るべき。

第十一 日本的精神の訓練

其一 彼我の對比

嘗て聞く、西曆一千八百六年、第一世「ナポレオン」が普國を蹂
躪せし時、哲學者「フヒテ」は、街頭に立ちて、國勢を恢復せむも
のは教育なりと絶叫し、第三世「フリドリッヒ、ウヰルヘルム」帝
が「スタイン」の議に従ひ、其土地縮み、財力盡きたる當時に於
て、物體上に失へるものは、須らく、精神力を以て償はざるべ
からずと決意し、特に其の力を國民教育の上に盡して、遂に

心識的教育
の主眼を述
ぶ(其三)

積衰積弱の大勢を挽回し、全歐に飛雄する勢に至れり。又聞く、佛國は西曆一千八百七十年、普軍の爲に敗績したる後、政府を改造し、巨額の償金を支出する等、國事最も慳惚たる際に於て、國家振起の原動力を、専ら教育の開進に歸し、特に委員を設けて、大に其の方案を審査せしめ、十數年の星月を積み、遂に之を施行し、列國の爲に矜式せらるゝに至れり。想ふに精神教育が、世道の隆替、國運の消長に於ける反響は、必ずしも、其の發聲の高低に應ずるが如きなり。今其の事例を遠く海西に求むることを須ひず。近く、我が維新の前代を回顧せば、歴々として事實の徴すべきものあり。藤田會澤等が、大義名分の論を唱ふるや、水戸の士氣爲に奮ひ、佐久間吉田等が、銳意節義の説を爲すや、萩の人心由りて興れり。是より前、羽倉、賀茂、本居、平田等の諸大人、踵を接して出で、大に

日本の精神を擴張せられ、天下の士多く其學を尊重せるを以て、愛國の忠情相互に發暉せられ、延きて以て海内に及び、遂に皇政維新の一原力となりしに、あらずや。されば、國運の進動は、人心の發達に基くこと、甚偉大なるを知るべし。

其二 形而以下の進歩は形而以上の力に據る世に普通の智識を有する者、國家の大計を説けば、必ず教育と勸業とを擧げざるは、あし。世人は、かく教育を國家の一大事と爲すにも拘らず、之を他の事業に比しては、常に第二第三の地位に排擠しつゝ、其の勢力、頗る振作せるが如くなるは、そも如何なる原由にか因る。蓋し形而以下の事業、即ち形體的産業の範圍は、其の成敗利弊、常に眼目に映じ易きも、形而以上の事業、即ち心識的教育の範圍に至りては、遽に其の得失の成果を察し難きが故あるべし。凡そ國家が十全なる

良好の目的を達して、生存の實を遂げむが爲に、各個の臣民に對して經營すべき政務は、皆共に一日も缺くべからざるものなりと云へども、其の形而以下に屬する所のものは、孰も形而以上なる心識的政務(教育道義の類)の發達を待ちて、始めて其の圓滿なる目的を達すべきものなることは、近く清國の事況に照しても、其の然る所以を知るに足らむ。彼の二十年の長日月を費し、數億の金幣を投じて、天然の勝地に建設せる旅順の堡は、決して堅牢ならざるにあらず、彼の鐵艦を備へ、利兵を購ひて訓練せる將士は、決して寡弱なるものにあらず、邦土の面積人口物産等、何れの點より推測するも、清國が五洲の大國にして、東洋に比なきことは、素より識者を待ちて知るを要せず。是故に彼我の歴史に通ぜず、事實の真相を知らざる外人等は、開戰の當初に、兩國の輸贏を睹

して、清國に左袒せし者多かりきと云ふも、また普通の推斷と謂はざるを得ず。然れども、兵交り彈飛ぶに當り、豊島に大弧山沖に、牙山に平壤に、海陸共に連敗し、九連鳳凰一朝にして守を失ひ、金州旅順一夕にして陥落し、彼の堅堡利兵は、反て己を伐たるべき用具と化したるにあらずや。又本年度に於ける、聯合軍の情況を觀ても、物體上の力は、其第二第三に屬し、之を利用するもの、心識的能力は、其の第一位に居るを知るべし。嗚呼これ等の舉や、獨我が國家の光輝を、世界に顯揚せるに止らず、將來なほ、我が國民をして、精神の訓練上に、一層力を用ひざるべからざる、最大須要を明示せるものなり。形而以上の勢力豈重大ならずや。

其三 我國臣民の精神

これ畢竟我が允文允武天陸皇下が、剛健英明なる聖徳に由

れるは勿論なれど、世人動ずれば、其の理由を武士道の遺傳と、新輸せる學術の效果とに歸す。そもく、砲烟彈雨の間に出入し、死を一毛よりも輕しとせるは、説者の言の如く、武士道の遺傳なるべく、堅艦精兵、節に應じ機を制せしは、新學術の效果なるべきも、其の主因の原動たるべきものは、曾て軍人へ下し賜へる勅諭と、教育に關する勅語との聖旨に基ける。我が歴史的精華の發揚に在る事、深く信じて疑はざるなり。何となれば、我が日本上下、元、一種同根あれば、君主に忠なるは祖先に孝なるは、建國以來、一途にして二ならず。君國の爲に力を盡すは、即ち孝の大なるものに外ならず。これ萬古に通じ、全國に涉りて、共有せる感情を以て、國德國美となす人種にあらざるよりは、安ぞ遺傳の性情を喚起し、新輸の學術を利用すること、今日の如くなることを得へからざればなり。

ばなり。

明治二十三年十月三十日、下し賜へる勅語は、即ち我が國初以來の歴史を、歸納的に宣揚したまへるものにて、我が國史は、即ち勅語の趣旨を演繹せるに外ならず。されば、將來に對する教育に於ては、益々精神的訓練の重大なることを感ずるなり。而して、今後に於て、なほ國力を伸張し、國威を振作すべき所少からず。そは人種と云ひ、商業と云ひ、工藝と云ひ、文學と云ひ、美術と云ひ、有形上無形上、社會百般の事物を以て世界に對し、或は戰ふべく、或は争ふべきは、一層、本邦の四圍に迫來れるに於てをや。天の未雨降らざるに先立ち、牖戸を網繆せむことは、匍虫走禽だも、尙よく之を怠らず。況や萬物の靈たる人に於てをや。況や又、斯の千歲一遇の時に於ける、我が現在及將來の國民が、精神の訓練上に於てをや。故に吾

人は、最も此の綱繆の方向に心志を盡し、我が陸海の皇軍が、
 柁を執り砲を握り、寒暑と風浪を冒し、君國の爲に、常に其
 の赤誠を致すものこ、内外文武對應して、之が經營の實を發
 揚せざるべからざるなり。

其四 將來の教育

振古、絶東に、我が國あることを知るもの少く、僅に之を知る
 ものあるも、たゞ異人種の集合して住める、蕞爾たる一島國
 のみと看過せる歐洲人等が、近年大に其の眞を覺り、目を拭
 ひ、容を歛めて、海東の強國を以て我を待たむとするに至り
 しと俱に、我が國民の國家に對する責務は、隨て數層の重を
 加へたり。何となれば、政事上交際上等に於て、益々複雑なる
 關係を來して、國費の支出、漸次増加せざるべからざるのみ
 ならず、有形無形百般の事物に於て、世界列國の間に伍して、

譲らず愧ぢず、彼を凌駕し、彼に超越せむ實力を具へむ事殊
 に緊要なればなり。若しそれ然らざらむか。海陸の皇軍が生
 死の間に出入して、以て博取したる偉大の名譽は、遂に他の
 競争に依り、光暉を失墜して、反て悔を招き、慢を來し、千歲回
 すべからざる悔を遺さずとも謂ふべからず、冬日の謀を爲
 す者は、熱を侵して綿衣を織り、明年の慮ある者は、之れを收
 むる時に當りて穀種を擇ぶ。國威を現在、または將來に顯揚
 せむとするに於ては、海陸の皇軍と共に、同行一致以て元氣
 を涵養せざる可らず、國家よ社會よ、個人よ、斯の千歲一遇の
 時に於て、特に教育に心思を盡さざるべけむや。吾人曾て獨
 逸に遊べる親友に聞けり。彼の國人は、必ず、外來の人に對し
 て、自國の兵備と教育とを誇稱す。又聞く、某等は儉約と勉
 強とを以て、國家の軍備と教育とに盡さざるべからざるが

故に、醇酒鮮肴を以て、貴客に饗する能はずと云ふを常とす。獨乙と云ふ國家が、健康なる體幹を歐洲の中部に卓立し、諸強國の間に雄視する所以のもの、一にかゝる細胞分子を以て、組織せるに由れることを知るべきなり。我が國三十年餘間、歐米の學術技藝を同化せむことを力め、舊來の風俗習慣を改め、憲法の下に國家を立てたる以上は、細胞分子たるむ全國の臣民をして、國家重要な事業は、産業と兵備と教育とに在ることを明知せしめ、國民の通有すべき、我が國家個體の特性を進長するに俱に、個人に須要なる教育に對し、特に經營する所あるにあらざれば、機體の構成圓滿を缺き、土崩瓦解の虞なしと謂ふべからず。況や人種風俗宗教同じからざる外人が、自由に内地へ入來らむとする時期なるに於てをや。かゝる時運、かゝる境遇に當れる我が國の教育は、果

して今の施設を以て満足とするか。はた他日、東洋の平和を克復するに至らば、諸強國が、各、其の機を窺ふ間に於て、我が國威を旗章の旭光と共、四表に照徹せむとするに於ては、兵備の急なると共に、國家の原力たらむ、國民の精神形體を以て、旺盛ならしめむこと最も至要なり。かゝる位置に當れる我が國の教育は、果して今の施設を以て満足とすべきか。

其五 國家の特性は教育の原力なり

前來論陳せる如く、我が國家が三千年の久しき間、其國光を保ちて失墜せず、巍然として東洋に樹立せし所以は、一に國家成立の事情より發したる、忠孝一致の精華に由るものなれば、我が國民の性格は、大に海外諸國に對して、誇るに足る者あり。吾人は國民教育に於て、斯の誇るに足るべきものをして、益々完全に發達を遂げしめむことを希圖すべきや勿

論なり。然るに、現時我が國の狀勢は、東西兩洋間に於て、發達進化の態度を同くせざる事物が、相互に衝突しつゝある時代なり。道義と云ひ、文學と云ひ、美術と云ひ、商工業と云ひ、百般のもの、比々類々悉く然らざるはなし。それ世界列國、其の文明の度にこそ、多少の階級等差はあれ。各自に一の國家をなして、各々生存を保つに於ては、皆機體的の理法に率由するこそ、今古東西に通じ、以て更に異同を見ざるが如しと云へども、列國各自の個體に就き、精細に之を觀察せば、個々の成立發達の狀、各々同じからざることは、恰も人の面貌性情相同じからず、言語起居互に趣を異にするに似たり。もし、其の生存の理法のみより立論して、個體の特性を察せずんば、其の害の及ぶ所、決して少からざるべし。其の極、或は生存を害せずとも謂ふべからず。是故に、發達進化の態度、全く同じ

からざる國の事物を攝取せむには、形而以下のものと云へども、充分なる化合力を備へざれば、衆美を抜きて以て、一國個體の原力を應分に滋養することを得ず。殊に形而以上の事項、即ち精神上の訓練に於ては、大に斯の衝突を裁制して、國民の化合力を長ずる所以の方を謀るべきは、實に焦眉の急務あるべし。他日、我が國家の神經となり、機關となり、細胞となりむ者は、皆吾人が最愛する所の子弟なり。未來の國家の健康なるこそ否ざることは、實に此の子弟の精神上の作用如何に係れり。苟くも彼の教育の目的を以て、單に個人として世に立つべき資格を與ふるに在りとし、或は國家個體の如きを、推測的理想を以て眞理と妄信し、一に個人をのみ主とするが如き傾向あらしめば、我が國家の特性は、終に損害せ

らるゝ虞あるのみならず、今より以後、世界列國勢力競争の盤渦中に在りて、東洋の中心に獨立し、我が祖先の遺業を傳へ、其の美風を存せむとせむには、益々第二章以下論陳し來れる所の趣旨を明確に辨知して、國家の特性を補長せむことを要すべきなり。

其六 精神訓練の要綱

要するに教育なるものは、人をして、天稟の智能を圓滿に啓發し、個人として、國民として、世に立ち、事に従ふに足るべき、藝能學術を發達せしめて、精神上不具の人たらざらしめむとす。善善なる資格を附與するものに外ならず。而して其の方法に至りては、固より東西古今に涉りて異ならずと云へども、其の建國の體制に依り、其の間の位置境遇に依り、其の社會の發達進歩に依りて、着手の方法順序に、緩急弛張取

捨加減すべきもの頗る多し。是則ち、時に應じ宜を制し、一國個體の原力を順應に發達せしめ、個人として、國民として、當世の責務に任ずべき人を訓練教養する所以なるべし。吾人が教育の目的は、明治二十三年十月の勅語によりて、明確に示導せられたること、前陳の如しと云へども、教育の局に當るべき教官、或は父兄なる者が、中外の狀勢を觀察し、現時に於ける施設上、特に重を措くべき要項を指摘すること、甚肝要なるべし。予は之を指して訓練の要綱と稱へむとす。此の要綱は、即ち本邦族姓的精神を專修する、心識的教育を本旨として、之を全國臣民一般の上に纏綸すること、神經系脈の身體に於けるが如く、如何なる部分、如何なる機會にて、も、必ず、日本的精神の命令に従屬せる官能を盡さしめ、個々の官能を集めて、健康なる民心訓練の全能を遂げ、國家生存

の要素を補長し得ることを、最大重要となし、此一要項は、千歳不拔のものご確立し、以て各學科の主腦たらしめ、百般制度の組織をして、悉く此一要項を徹底し得べきなり。予は、之を本論中に於て、最も重要な條項ご認むるを以て、繁重を厭はず、尙數歩を進めて、茲に此一要項、及び、是に附隨して、國家の健全を養ふべき方針ご、將來の個人、將來の國家に對して、須要ならむ要綱ごを左に列舉せむ。

(一) 建國以來數千年間に發達したる我が國通有の心識的道義を開進せしむべし

我が四千餘萬の臣民は、悉く神皇の分統支系を以て、生々繁殖して成立したるが故に、君主に對し奉りては、支那の名稱を假りて忠ごは云へごも、我が所謂の忠なるものは、即ち親に仕ふる所以の大なる者に外ならざれば、彼の義合を以て

釋き、元首なるを以て服従の義務ありご解き、長上なる者なるを以て尊重すご解くが如き、海外諸國の諸説ごは、全然上下の體制を異にせり。何ごなれば、此の國土は勿論、百般の事物に至るまで、悉く吾人が大宗家たる皇室、及び其遠系に係る神祇等が、其の支裔庶族の爲に衣食を授けむごて、開き給ひ起し給へる所にして、上下數千餘年の間、國人は、一に皇室の仁風恩雨に浴しつご、今日の國家を成し得たるご、史籍に昭々ごして傳ふるが如くなれば、我が皇室ご、我が臣民ごは、先天の結合を以て成立したる所以を、深く肝銘して忘れざらむごを要す。故を以て、大化の改革、明治の維新等の如き、社會の大變動に當りても、之れが爲に尸を横へ、血を流すご、彼の如き大戦亂なく、韓唐歐米の學術技藝をも化合して、國家の生存を健康にし、大義名分の湮晦したりご戰國時

代にも、驕傲僭上なりし武家時代にても、皇室の尊嚴は、依然として變ぜず、皇祖天神の神勅の如く、天壤と無窮に一系の皇上を戴き奉り、君臣の分日月と俱に其の明を保ち、敵國外患なきにあらざりしも、寸土尺壤だも侵掠を受けざりしは、一に此の宏遠深厚なる、上下同族四海一家の關係に由れるなり。我が國民の心識的道義は、一切、此の宏遠深厚なる一大根元より出でざるはなし。此の特殊なる心識的道義こそ、即ち所謂大日本魂なるものにして、天地正大の元氣にはありけれ。然れば此の先天的元氣こそ、即ち我が國の精神なれ。若し此の精神をして確守せしめざらば、國土と國民とが、其體形を變ぜずと云へども、以て我が國の、我が國たることを得べからず。若し、又、此の精神を全然消失せしめば、如何に其國土と國民とが、其體形のみを存したりとも、我が國は滅亡

し去りぬべし。彼の數千年の古代に金字塔を建てし埃及國を見よ。又釋伽牟尼佛が出てし印度國を見よ。其の山河の形狀、民族の血性は、今日に依然たりとは云へ、其の當時の國家は、夙に滅亡して存せざるにあらずや。これ國土人民の滅びしにあらずして、國土人民をして、或は印度たり、或は埃及たりしめたる精神、即ち心識的道義の亡滅したるなり。嗚呼、將來我國をして、東洋の大勢をも操縱すべく、世界の形勢をも左右せしむべきは、一に斯の精神元氣の外に求むべきものか。國家が施設せむ國民教育は、科學の眞理を應用して、物質の開發を進めむことを圖るに共に、大に此の精神を挑發して、國本を鞏固にせざるべからず。近來學者先輩の内に於ても、往々、我が國美の範圍を逸し、外邦の物質的文明に迷眩せられ、其外視的的反動よりして、異論百出し、大に歐化主義と

か云ふ方面の矯激に傾く者を生じたり。其の意思固より忠愛なる至情より發せり。云へども、意思尙未確定せざる少年の愛情を動し、輕浮踈暴の言行に傾かしめ易く、沈實寛宏の徳を缺かしめむとする虞なきこと能はず。往昔平安遷都の後、貴族の風潮靡然として唐の文物に眩し、詩文を弄び、舞樂をなし、唐土の風習を以て、宮殿門廡及び容儀服飾を裝ひ、華に流れ、實を失へる時に當り、菅右大臣は、累世の儒門より出で、支那の文學を以て、其身を立てられしにも關はらず、其の遺訓に記して、曰く、凡神國一世無窮之玄妙者不可敢窺知。雖學漢土三代周孔之聖經革命之國風可加思慮也。凡國學所要雖欲論涉古今窮天人其自非和魂漢才不能窺其闔奧矣。其の旨趣蓋し、我が國固有の精神元氣を最主として、彼の學術の萃を化合せむとせられしに外ならず。此の遺訓は、當時

の弊習を道破して、以て本邦學者が取るべき方針の要綱を示されたるものなり。今の教育に従事せむ者、亦此の至言を心肝に記し、まづ我が國の大本を明にして、以て外邦の衆美を化合せむことを力め、輕浮踈暴の感情を未萌に防遏せむこと、特に注意戒愼せむ事を要すべし。

(二) 立憲國の臣民たらむ徳性を涵養して深厚ならしむべし。

今の壯年以上の人々は、藩政時代に成長したる者なれば、精神の訓練は多少の素要なきにあらず。云へども、秩序的の教育を受けたるものにあらず。又壯年以下の輩は、家庭に在りては、藩政時代の風化を受けしも、當時社會の制裁全く破れ、氣運變遷の渦渡に遭遇したるを以て、多少の新智は攝取しけむも、其品性の訓練に至りては、固より缺くる所少し。

六十一
せず。而して、共に憲法政治の下に立つに於ては、皆欠點頗る多きことを免れず。今日の政體は、要するに、組織的の編成にして、各個人の發達を以て、市町村の基礎とし、各市町村の團結を以て、國家獨立の根柢となし、社會に立ちて、局部の中樞に當り、理事者となり、議員となれる人々が、操縱する各自の機體的作用に依りて、國家最大の目的を遂げむとするにあれば、其の一個の臣民たらむもの、智徳は、國家に於ける一小原子なり。されば、此の原子たらむ個人の品性を訓練し、智徳と體力とを圓滿に發達せしめ、以て帝國憲法發布以前に比して、大に注意を要する所あかるべからず。父母長幼に對する私徳、皇室國家に對する公德の外に、社會に對する公德の發達、及び憲法政治の下に管せらるべき、臣民としての智識を啓發すべき等、殊に必要なるや言を待たず、而して私徳

と公德とは、風習遺傳に因りて備れる者も多かるべけれど、共徳及立憲國の臣民たらむ思想に至りては、涵養の素要なきを以て、缺點も亦隨て多かるべしと信ず。殊に近來、諸外國と國際條約の改訂、相次で行はれ、相次で廣きを致すが上に、太平洋航路の短縮と云ひ、西比里亞鐵道の開通と云ひ、其の竣成の期蓋し遠からず。多數の海外人が、内地に入り來らむ時機は、既に已に到來しつつあるあり。此の時に際し、心識的教育と紀綱的産業とが、完備する所なくんば、我が國家の體面を毀損する虞、蓋し甚少しとせざるべし。

(三) 勤儉の氣風を養成し、國家の富源を増進すべし
皇政維新の一大變動により、延享天明以後の時弊は、一旦矯正せられたるも、尋で士族が常職と常祿とを失ひて、社會制裁の淵源たりし品位を墜す者多く、藩治時代武斷抑制の反

動は、漸く轉々移々して、滯蕩遊逸の風、復盛に行はれ、法律上に正條なき事柄は、其の罪を問はれざるごとくなりしより、巧に法網を逃れて耻づることなき風、頓に生じ來り、海外の風俗傳播して、衣食住共に華麗奢侈に傾きしより、勤儉の風頓に消糜して、優柔軟弱に流れ、尙武の氣風亦漸く衰へたり。されば衆望に副ひて、位置を保たむことを務めて、苟且姑息の手段を以て、一時を瞞着せむとする者あり。諂笑迎合を務めて、自己の良心を欺く者あり。大聲疾呼故らに壯語を吐き、詭辨を弄して人望を博せむとする者、利を逐ひて義を顧みざる者、人を嫉し信を銜ふ者、恩を示し利を謀る者、詐る者、誑く者、愈々出で、愈々巧なる感あり。是畢竟、勤儉にして、立脚の地を爲すこと乏きより起れる弊にて、獨立自食の本根固からざればあり。或法官の説く所に據れば、犯罪の種類中、最

も多きは窃盜なるが、是は大抵教育の度、高からざる者なり。之に次で詐偽と云ひ、偽證と云ひ、破廉耻に係る者は、目、横文を知り、小理屈を辯じ、中等以上の教育を受けたる者、若くは、中等以上の人民と稱すべき者に多し。歐洲列國の統計に據れば、教育の普及するに隨ひ、漸々犯罪者の數を減少すと聞くに、本邦の事實は、反て其の比例を逆にするが如き感ありと云ふ。予素より、犯罪者の綿密ある統計を知らざれば、遽に此の説を以て確實なりと信認すること能はざれども、局外者の考察に於ても、社會の現象に照射して之を推せば、其れ或は然らむと思はるゝなり。國家に最要なる中等以上の人士にして、萬一かゝる傾向ありとせば、其の素誘の因、固より數端に分るべしと云へども、二十年來の教育が、新智識を收めむとする一片にのみ傾き、國力の大本たる、勤儉の風を養

成する等の事に、心を盡す者少かりしのみならず、反て直間二接の地より、舊來の良風を擯排し、因襲の美俗を打破せし等のこと、蓋し之が因由なりと謂はざるべからず。臣民勤儉の風を馴致せむことは、上下一般大に注意すべき所なり。まして教育に關する勅語にも、恭儉已を持し、の語句あるに於てをや。されば、有形無形の間、此の良風を涵養せむこと、實に興國の緊務なるべし。之を實行せむは、今や其の一大好機に在り。若し今日にして、之に備ふることなくば、何れの時か富源を求めむ。

(四) 進取敢爲の氣象を振作し、國利民福を計圖すべし
進取敢爲の氣象は、古今東西を問はず、個人の上にも、國家の上にも、最大緊要にして、缺くべからずと云へども、方今の我が位置と境遇とに於て、殊に其の至緊至要なることを信ず

るなり。三百年の武斷政事は、内國の安寧を保ち、文學技藝の發達には、多少利益する所ありしかども、之が爲に、我が國民が發展せむとせし、振作敢爲の氣象は、拘束阻害せられて、退守保舊に安じ、復、神屋壽貞、島井宗室、角倉了以、又は、原田彌七郎、山田長政的の人物を出さざるのみならず、海國に生長しながら、海洋を利用することに志を立つる者少く、農業を專業としながら、殊に勞を省き、産を殖すことに力を伸ばすもの乏く、其の弊や、逸に勞を避け、生産の事業を賤み、不生産的の業務を重じ、勇往直前、功名を萬艱の餘に立て、榮達を千難の中に占めて、人生の一大任務を盡したるもの、寥々として、曉星の如し。其末弊は、延きて今時に及び、高等なる學問を修むる者の如きも、醫學士の需用多ければ、靡然として醫科に向ひ、法律政事の熱度高ければ、嚮然として法政科に入り、土

木の業漸く盛なれば、工科を希望する者校に滿つ。而して理科の如き、農科の如き、其の在學生常に僅少にして、其の業を卒へし者も、多年心を盡せる専門の智識を以て、立身報國の務に當らずして、其の修得したる各學科の智識を、他人に授けて、纔に身を立つる者少からず。是豈國利民福を計圖するの本旨あらむや。須らく眞誠なる國民の養生に力を用ひ、進取敢爲の勇氣を振作せしめ、近七八年間、海外列國が、我が國をして、極東の強國なるを認めたるに、俱に、將來に於ける我が國民の責務は、寔に數層の重大を加へたる今時に當り、我が國が占めたる最大勝要なる位置に、溫和肥沃なる風氣を利用し、外邦を視ること比鄰の如く、海洋を視ること坦途の如く、殖産に航海に漁獵に農事に、通商貿易に工藝美術に、政事文物に風俗制裁に於て、海外諸國の競争に克ちて、我が

生存の基礎を安定せずんば、國利民福は望み得へからざるなり。これ一に、進取敢爲の氣象に據るの外なし。距今三十年前、二百八十餘藩が、各地に小天地を形づくりし、當時を回顧するに、其の藩力の士衆が、各自に一藩の勢力を擴張せむことを務めて、有形に無形に協心戮力せしことは、吾人が尙記憶する所なり。今や國內許多の小天地は、大同して維新の聖化に浴し、明治の新乾坤を戴履するに至れり。云へども、世界列國の割據競争に至りては、其の根帶益々鞏固ならざるべからず。されば、今後の國民は、曾て一藩の士衆が、他藩に對して、各々其の勢力を張らむとせし、精神を擴充して大同し、特に文明の利器なる科學的思想を利用し、以て世界列國に對せざるべからず。これ本項の論ある所以なり。

(五) 身體を健全にして、義勇奉公の誠を盡すべし

繁重多端なる世上に立つ者は、身體健全ならざれば、事に堪ふる能はざるは勿論、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ云々、勅語に給へる聖旨に應じ奉ること能はず、且有形上の不具者たるは、實に遺憾の至なるのみならず、幸に前四項の事實を得て、無形的精神上の不具者を免れたるも、亦何の益か之有らむ。日本魂を有する吾人が同胞にして、豈此有無兩形の完備を希はざる者あらむや。吾人が祖先は、皆身體健全の人士なりしなり。皆忠勇義烈の人士なりしなり。故によく百難を侵して、歴史の精華を子孫に遺せり。則ち左に掲ぐる所の、告諭と勅諭との本旨を得ば、予が言を俟たずして明晰に、且本項の論主も自覺せらるべければ、茲に敢へて贅言を弄せざるべし。

徴兵の告諭

我が朝上古の制、海内舉げて兵ならざるはなし。有事の日は、天子之が元帥とあり。丁壯兵役に堪ふる者を募り、以て不服を征す。役を解き、家に歸らば、農たり。又商賈たり。固より、後世の雙刀を帶び、武士と稱し、抗顔坐食し、甚しきに至ては、人を殺し、官、其の罪を問はざるもの、如きにあらず。そも、神武天皇、珍彦を以て葛城の國造とせられしより、爾後、軍團を設け、衛士、防人の制を定め、神龜天平の際に至り、六府、二鎮の設、始めて備る。保元、平治以後、朝綱頹弛し、兵權終に武門の手に墜ら、國は封建の勢を爲し、人は兵農の別を爲す。降つて後世に至り、名分全く泯没し、其の弊勝へて言ふ可からず。然るに大政維新、列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び、遠く郡縣の古に復す。世襲坐食の士は、其の祿を減じ、刀劍を脱するを許し、四民漸く自由の權を得せしめむとす。これ上下を平均し、

人権を齊一にする道にして、則、兵農を合一にする基なり。是に於いて、士は従前の士にあらず、民は従前の民にあらず、均しく皇國一般の民にして、國に報ゆる道も、固より其の別なかるべし。凡、天地の間、一事一物として、税あらざるはなし。以て國用に充つ。然らば則、人たるもの、固より心力を盡し、國に報いざるべからず。西人、之を稱して、血税と云ふ。其の生血を以て、國に報ゆる謂なり。且、國家に災害あれば、人々其の災害の一分を受けざるを得ず。是の故に、人々心力を盡し、國家の災害を防ぐは、則、自己の災害を防ぐ基たるを知るべし。苟、國あれば、則、兵備あり、兵備あれば、則、人々其役に就かざるを得ず。是に由りて、之を觀れば、民兵の法たる、固より天然の理にして、偶然作意の法にあらず。然り而して、其の制の如きは、古今を斟酌し、時の宜しきを制せざるべからず。西洋諸國、數百

年來、研究實踐、以て兵制を定む。故を以て、其の法極めて精密なり。然れども、政體地理の異なる、悉く之を用ふべからず。故に、今其の長ずる所を取り、古昔の軍制を裝ひ、海陸二軍を備へ、全國四民、男兒の二十歳に至る者は、盡く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし。郷長里正、厚く此の御趣意を奉じ、徵兵令に依り、民庶を説諭し、國家保護の大本を知らしむべきものなり。

軍人への勅諭

我が國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある。昔、神武天皇、躬から、大伴、物部の兵ごもを率ゐ、中國のまつろはぬものごもを討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて、天の下しらしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ。此の間、世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革も亦屢々なりき。古は、天皇、躬

七十一
づから、軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては、皇后、皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を、臣下に委ね給ふことなかりき。中世に至りて、文武の制度、皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府をおき、左右の馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども、打ち續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も、漸く文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徴兵は、いつこなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は、一向に、其の武士どもの棟梁なるものに歸し、世の亂と共に、政治の大權も、亦其の手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りてかくなれるは、人力もて挽回すへきに非ずとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我が祖宗の御制に背き奉り、淺ましき次第なり。降りて弘化、嘉永の頃より、徳川の幕府、其の政衰へ、剩へ外國の事ども

起りて、其の侮をも受けぬへき勢に迫りければ、朕が皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱したまひしこそ、忝くも又惶けれ。然るに、朕幼くして、天津日嗣を受けし初、征夷大將軍、其政權を返上し、大名、小名、其の版籍を奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是、文武の忠臣、良弼ありて、朕を輔翼せる功德なり。歴世祖宗の、專蒼生を憐みたまひし御遺澤なりといへども、併我が臣民の、其の心に順逆の理を辨へ、大義の重きを知れるが故にこそあれ。されば、其の時に於いて、兵制を更め、我が國の光を輝さむと思ひ、此の十五年が程に、陸海軍の制をば、今の様に建て定めぬ。夫、兵馬の大權は、朕が統ぶる所なれば、其の司々をこそ、臣下に任すあれ。其の大綱は、朕自ら之を攬り、肯て臣下に委ぬへきものに非ず。子々孫々に至るまで、篤く斯の旨を傳へ、天子は

文武の大權を掌握するの義を存して、再び中世以降の如き、失體なからむことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば、朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎて、其親は深かるべき。朕が國家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に報いまることを得るも得ざるも、汝等軍人が、其の職を盡すと盡さざるに由るぞかし。我が國の稜威振はざることあらば、汝等能く朕と其の憂を共にせよ。我が武惟揚りて、其の榮を輝さば、朕汝等と其の譽を偕にすべし。汝等皆其の職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さば、我が國の蒼生は、永く太平の福を受け、我が國の威烈は、大に世界の光華ともなりぬべし。朕かくも深く、汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべきことこそあれ。いでや之を左に述べむ。

一軍人は、忠節を盡すを本分とすべし。凡生を我が國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるべき。まして軍人たるむ者は、此の心の固からでは、物の用に立ちうべし。こも思はれず、軍人にして、報國の心、堅固ならざるは、如何ほど、技藝に熟し、學術に長ずるも、猶偶人に等しかるべし。其の隊伍も整ひ、節制も正しくとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて、烏合の衆に同じかるべし。そもく、國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の消長は、是、國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず、政治に拘らず、只一途に、己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其の操を破りて不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一軍人は、禮義を正しくすべし。凡軍人には、上元帥より下一

卒に至るまで、其の間に官職の階級ありて、統屬するのみならず、同列、同級とても、停年に新舊あれば、新任の者は、舊任の者に服従すべきものぞ。下級のものは、上官の命を承るること、實に直に、朕が命を承る義なりと心得よ。己が隸屬する所にあらずとも、上級の者は、勿論、停年の己より舊き者に對しては、總べて敬禮を盡すべし。又、上級の者は、下級の者に向ひ、聊も輕侮、驕傲の振舞あるべからず。公務の爲に、威權を主とするときは、格別なれども、其の外は、務めて懇に取り扱ひ、慈愛を專一と心掛け、上下一致して、王事に勤勞せよ。もし、軍人たる者にして、禮義を紊り、上を敬はず、下を惠まずして、一致の和諧を失ひたらむには、啻に軍隊の蠱毒たるのみかは、國家の爲にも、ゆるし難き罪人なるべし。

一軍人は、武勇を尙ぶべし。夫、武勇は我が國にては、古より、いとも貴べる所なれば、我が國の臣民たらむもの、武勇なくては叶ふまじ。況して軍人は、戰に臨み、敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ、武勇には、大勇あり、小勇ありて、同じからず、血氣にはやり、粗暴の振舞なごせむは、武勇さはいひ難し。軍人たらむ者は、常に能く義理を辨へ、能く膽力をねり、思慮を彈して、事を謀るべし。小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず。己が武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されば、武勇を尙ぶものは、常々人に接するには、温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたらば、果は世人も忌み嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

一軍人は、信義を重ずべし。凡、信義を守ること、常の道にはあれど、わきて軍人は、信義なくては、一日も、隊伍の中に交りてあらむこと難かるべし。信とは、己が言を踐み行ひ、義とは、己が分を盡すをいふなり。されば、信義を盡さむと思はば、始より、其の事の成しうべきか、得べからざるかを、審かに思考すべし。臆氣なることを、假初に諾ひて、よしなき關係を給ひ、後に至りて、信義を立てむとすれば、進退谷りて、身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも、其の詮なし。始によく、事の順逆を辨へ、理非を考へ、其の言は、所詮ふむべからずと知り、其の儀は、とても守るべからずと悟りなば、速に止るこそよけれ。古より、或は小節の信義を立てむとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏み迷ひて、私情の信義を守り、あたは英雄、豪傑ともが、禍に遭ひ身を滅し、

屍の上の汚名を、後世まで遺せること、其の例尠からぬものを、深く警めてやはあるべき。

一軍人は、質素を旨とすべし。凡、質素を旨とせざれば、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢、華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤しくなり、節操も武勇も、其の甲斐なく、世人には、爪はじきせらるゝまでに至りぬべし。其の身、生涯の不幸なりといふも、中々愚なり。此の風、一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風も士氣も、頓に衰へぬべきこと明なり。朕、深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、ほゞ、此の事を誡めおきつれど、なほも其の惡習のいでむことを憂ひて、心安からねば、故にまた、之を訓ふるぞかし。汝等軍人、ゆめ此の訓誡を、等閑に思ひそ。

右の五ヶ條は、軍人たらむもの、暫も忽にすべからず。さて、之

を行はむには、一の誠心こそ大切なれ。そもく、此の五箇條は、我が軍人の精神にして、一の誠心は、又、五箇條の精神なり。心誠ならざれば、如何なる嘉言も善行も、皆、うはへの裝飾にて、何の用にかは立つべき。心だに誠あれば、何事も成るものぞかし。ましてや、此の五箇條は、天地の公道、人倫の常經なり。行ひやすく守りやすし。汝等軍人、能く朕が訓に遵ひて、此の道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さば、日本國の蒼生、舉りて之を悦びなむ。朕一人の懌のみならむや。明治十五年一月四日。

以て予が本項ある所以も、亦自然明知せらるべし。以上列舉せる五項は、要するに我が建國數千年來の歴史的國美を以て、國民の基礎を鞏固ならしめ、立憲政體の下に立たむ國民の公德を増進し、勤儉の風を長じ、進取の氣を勵し、

富國強兵の實を揚げ、以て國民として、或は個人として、今後
の國家を負擔し、祖先の功烈を顯暢し、歴史の精華を薰育せ
しめむことを希ふに在り。而して、尙此の五項は、獨、日本の精
神訓練上の大綱たるのみに止らず、苟くも日本に生を得る
者の本領なれば、廣く我が國社會の制裁をなし、此の各項に
反する者あらば、上下相互に之を擯排して、相齒せざるに至
らしめむことを要す。

第十二 族姓的教養の必要

其一 族姓の梗概

歐米の學、我が邦に行はれてより、推理的開發の氣象に富め
ることは、物質上に偉大の進歩を催せる所以にして、實に以
て慶賀すべきに足ると云へども、これに隨伴して、空理空想
に眩惑せらるゝの弊起れるは、また遺憾の念止む能はざる

心識的教育
の主腦を述
ぶ(其四)

ものなり。そは歐米の學者間に於ては、其骨格等の相似たるより、人類は猿の進化したるものと断定し、社會の進化を論ずる者は、往々この説を唱道する由なり。これを要するに、彼は、異種異族の集合的組織に據りて、社會をなし、國家をなせるが故に、相互に系統の聯環せずして、人種の由來を傳へたるもの少く、或は稀に之を傳ふるも、皆、宗教的史書なるが爲に、宗教説に據らむは、學者の權威に拘るを以て、更に離れて唱道せる説なるが、やゝ其勢力を有せれば、本邦にも亦此説を信ずる者あれども、此徒に對して、汝が祖先果して猿より出づとせば、汝は勿論、汝が父母兄弟は、皆、猿の後身ならむと問ふに、さすがに確答するものもなし。これ畢竟、一時の歐米熱に浮かされたる妄信にして、其眞情とは大に異なるが故なり。天下一姓とも云ふ、一國一家の實象を保有する、神皇の

支系分流に係る吾人にして、氏姓を箇人が標號の如く、輕視し、祖先を辱しめ、父母を獸視し、以て不孝不義の奴となるの愚をなさむや。

其二 道義と族姓

血統的蕃殖を以て成立ちたる、本邦臣民の道義は、其由來族姓に基くことは、第二章以下に於て、明的なれども、なほ左に、權田直助翁の所説を抄録し、以て族姓的教養の必要を明確にす。

人道とは、人の踐み行ふべき道にて、其を解り易く説き教へて、子女弟妹に蹈み迷ふ事なからしめむとするが、父母兄弟の務なり。さて其道と云ふも、何の道、くれの道とて種々あれども、それを能く推し究むれば、唯、人の道の一つになむ有りける。そもく、是れを知らむとするは、最難きに似

たれども、素より人の道なれば、人のこれを知らむとするは、難かるべき道理はなきことなり。そは道は、己々が生出でし始めより、身に附着し有りて、攘へども除くべからず。去らむとすとも離るべからず。甚近きに在りて、容易に知らるべきものなればなり。何を以て然るぞと云ふに、道と云へば、唯、漠然たる感あれども、其極る所は、己々が身に受け得たる恩を知る一つにあるが故なり。恩を知ることは、たゞ己が身をかへりみるにあり。己が身を能く顧みて、まづ己が身は、如何にしてかくあるもの、如何にして然あるものぞと云ふことを考ふべし。そは父母と云ふもの有りて、産なし養ひ育てたるものなれば、其父母の恩の厚く辱きことは、誰もく知れるがごとし。若か父母の恩の厚く辱きことを知らむには、父母は如何にして有るものと云

ふことを知らずは有べからず。そは祖父祖母と云ふもの有りて、父母の己を産み育てし如く、養ひ育てたるものなること、又云ふまでもあらざるべし。されば祖父祖母と云ふものは、亦父母と同く、其恩の厚く辱きものなることを知るべし。然か知りたらむには、亦曾祖父曾祖母の恩の深きことを知らずは有べからず。若か曾祖父曾祖母の恩を知りたらむには、曾祖父曾祖母を産みなしたる、其親の恩を知らずは有べからず。其親の恩を知りたらむには、其親其親の恩を知らずは有べからず。其親其親の恩を知りたらむには、遠祖は如何なるものと云ふことを尋ねずては、恩を知るに云ふに足らざるべきなり。是を尋ねむとするに、位高きあたりきには、紛はしきこともあるまじけれど、下ざまなどにては、詳ならざるも、往々ありぬべし。そ

は、其姓氏に依りて尋ねなば、大方知らるべきなり。例へば、藤原氏、中臣氏は天兒屋根命。物部氏は饒速日命。大伴氏、佐伯氏は忍日命。忌部氏は太玉命の後裔なるが如し。又、中古以來の姓氏には、まづ源氏、平氏、橘氏を始め、阿部、建部、磯部、小野、曾我、石川、川邊、竹田、古田、池田、岸田、田中、田口、山口、林、桑原、櫻井、坂本、長岡等の諸氏は、皆皇別と稱して、天皇の御末流なり。中村、荒城、生田、村山、大島等は、天兒屋根命より出で、穗積、高橋、長谷部、日下部、宇遲部、田邊、内田、曾根、高屋、高岳等は、饒速日命より出で、土師、菅原、大枝等は、天穗日命、三枝、凡河内、高市等は、天津彦根命、津守、身人部等は、火明命、大村、川瀬等は、天道根命、三島は建日穗命、服部は天御杼命、大神は大國主命、竹原は伊佐布魂命、平岡は津速魂命、小山は櫛玉命、林は天忍日命より出づ。此他の氏々も、其元神皇より出

でざるは、曾てなきことなり。然れば、其遠祖は神皇に坐して、其恩徳は代々次々に、我身に及べることを知るべし。其恩徳の我身に及べることを知りたらむには、其祖先を、仰ぎ尊み仕奉らずはあるべからざるなり。かくて遠祖より己が身に至るまで、何百世何千年の間、相續きて今日に至れるは、如何にして立ち續き來りしぞと云ふに、上に大君ありて、大政を布き施し給ひて、善惡邪正を正し給ふによりて、他にも掠られず奪はれずして、有り來り故に、時々の盛衰はあれども、己に至るまで、立ち續き來りしなり。然れば、大君の御恩の厚く辱き事を辨へ知るべし。然か辨へ知りたらむには、大君は如何なる御系統に坐ますぞと云ふことを、尋ね奉らずては、大君の御恩徳を知ると云ふに足らざるべし。さて、其御系統を尋ね奉れば、天照大御神に坐

すこと、素よりなり。然れば、大御神の御恩徳の己に及べることを知るべきなり云々。

此一節と第二章以下とに参照して、第十一章日本の精神の訓練上、最も重要あることを知らるべし。まして族姓に關しては、種々の説を耳にする今日なるに於てをや。

第十三 族姓と神社との關係

其一 土地的觀念の基所

前來屢々論じ來れるが如く、既に吾人が族姓の繋る所、其源みな神皇にあれば、日本全國中に祭祀せらるゝ神社は、其分流支系に於て、直接間接の差異はあるべきも、悉く吾人が祖先、或は其因由ある神祇にますなり。もし其因由なしとするも、其土地の開拓せられし時代に關して、最も重要なる由緒無くんばあらず。されば、其土地の原首、或は地主神とまさ

心識的教育の主腦を述べて民心統一の要素に及ぶ

るは無きが故に、土地的觀念より之を稱せば、祖先又は開祖と仰ぎ奉りて、最も然るべきことなり。嗚呼我國四千萬の同胞諸氏、それ熟知せられよ、國家的觀念なるものは、即ち此土地的觀念の偉大あるものなれば、土地的觀念を擴張するは、即ちこれ、國家的觀念となるものなることを。而して吾人が祖先は、此土地的觀念を子孫に傳へむが爲に、各地開拓の當初に於て、其要地に神社を建設して、由緒ある神祇を祭祀したり。故に神社は、土地的觀念の基く所、集まる所なれば、之を敬拜し、之を祭祀するに於ては、如何なる部落と云へども、一致せざるは無き所以なり。況むや、氏神氏子等の稱、今日顯存せらるゝ點を以ても、其間の親厚なる謂あるを知らるべきをや。今、氏神氏子等の由來を左に擧げ、以て本章の徵據を確めむ。

其二 氏神氏子の由來

古事類苑神祇部十二氏神の條、及同十三産土神の條等の總説に曰はく。

氏神とは、氏の祖神の義にして、之をウヂガミ、またウヂノカミと云ひ、之を祀れる社を、ウヂノヤシロと云へり。凡、諸神の裔には、各其氏あり。諸氏の人、各同族を稱して、之を氏人と云ひ、氏人を統治するもの、之を氏の長者と云ふ。故に祭祀あるときは、氏の長者たるもの、必ず氏人を率ゐて、各其祖神を祭る。例へば、中臣氏は其祖天兒屋根命を祭り、忌部氏は其祖天太玉命を祭りて、氏神となせるの類是なり。されど又、是より一轉して、その祖神ならざるも、殊なる由緒ある神をば、汎く之を氏神と稱するものあり。即ち藤原氏は、春日神社の外に、鹿島香取の二宮をも、其氏神となせ

るが如きは是なり。云々。凡、氏神の祭祀は、毎年二月四月十一月に、氏の長者たるもの、各其氏人を集へて行ふものにて、其供物作法等、大概、他の諸神の祭式と異なること無く、或は百花を供し、或は神馬を獻じて、以て其神靈を慰し、一族安穩、子孫繁榮等を祈るを以て常とせり。而して、其殊に厚きものに至りては、前年の末より潔齋して、飲食を慎むものあり。此の如きは、實に其祖先を念ふの至情、溢れて此に至りしものにして、他邦に於ては、多く其比を見ざる所なりとす。そも、氏神の史乘に見えたるは、舊事紀に、崇神天皇の時、物部氏が石上宮を崇めて、其氏神と爲せるを以て始とす。光仁天皇の朝、藤原良繼の病みし時、其氏神鹿島香取の二宮に、朝廷より神階を上りて、爲に之を禱り給ひ、淳和天皇の天長元年、紀氏の氏神を以て、官幣に預らしめ

清和天皇の貞觀九年、伴氏の氏神を以て、官社に列せらる。此後、陽成、光孝、宇多、醍醐の四天皇の間、氏神には、斯る特典に預り給ふもの少しこそせず。然れども、多くは、皇家の外戚若くは、其族類の祖神の外に出でず。此時代に在りては、氏神の祭祀も、なほ舊に仍りて、盛に之を行ひしかば、皇家も亦いたく之を好し給ひ、或は之に社地を賜ひて、以て祖神を祀る處と爲さしめ、或は之に祭田を賜ひて、以て春秋祭祀の費に充てしめ、而して、其祭時に當りては、氏人五位以上のもは、特に官符を待たずして、京外に出づることを聽し、又正税を賜ひて、以て之が行旅の資に當て給ふが如きことあり。亦以て當時に在りて、上下一同に、其祖先の祭祀を重ざるの情、至て厚かりしを見るべきあり。後世に及びては、其祖先の神にもあらず、又、其氏族に由緒あるにも

あらぬを、尊崇して氏神と稱し、更に一轉して、各地の産土神を以て其氏神と稱するに至り、古の謂ゆる氏人の制、大に變ぜり云々。

産土神は、之をウブスナノカミと云ひ、轉りては、ウブシナノカミとも云ひ、略しては、ウブスナト云ひ、又、ウブガミとも云へり。ウブとは、生むと同語にして、スナは或は砂の義なりとし、或は住場、若くは爲根の轉語なりとも云ひて、いまだ一定の説あらずと云へども、要するに、ウブスナとは、各人の本居、即ち各人の産出せる土地を云ふものにて、産土神は、其産土を守護する神の稱なり。産土神のこゝ、古來史籍に載する所、實に稀にして、之を詳にするに由なしと云へども、壺袋抄に引く所の、尾張國風土記に、葉栗郷宇夫須那の社あり、廬入姫誕生産屋の地なり。故に此號ありと

云へるは、蓋し其初見なるべし。廬人姫は、景行天皇の朝の人あり。次で清和天皇の朝、讚岐國宇夫志那神に、神階を奉り給ひしこと、三代實錄に見えたり。二書に云ふ所、共に産土神の一轉して社名となれるものにして、産土神の稱、既に當時に有りしを知るに足る。後世に及びては、産土神を以て氏神と稱し、其地に生るゝものを以て、産子と云ひ、又氏子とも云へり。氏子は、古の謂ゆる氏人なり。こはもと、氏神即ち祖神に對して、其氏の子孫を指す稱にて、原來産子と同じからざれども、共に其地の生民を守護し給ふことの相似たるに由り、終に之を混するに至りしなり。

前項と本項とを通誦して按ぜば、神社は、各部落の基因にして、また其信の集る所なること明なれば、實に土地的觀念の要素なることも、亦自然明なるべし。而して其土地の富強を

計圖して、開拓の本旨を徹底せしめ、其部落の道義を、振起して、開祖の恩徳に報反せむは、必ず、禮節と業務とに由らざるべからず。業務揚り禮節行はるれば、土地的觀念亦自然盛にして、部落の治蹟、大に見るべきに至りぬべし。今此の趣旨を概括して圖せば、左の如くなるべし。

部落 { 神社 } 禮節(幽政的)心識に屬す
 { 業務顯政的紀綱に屬す } 土地的觀念 { 部治

其三 部落が神社に對する觀念と行爲

凡そ、日本の精神の訓練をなさむには、族姓的教養の必要を感ずべく、族姓的教養をなさむには、族姓と神社との關係を明にせざるべからず。何となれば、これ日本人の特姓を保たむに、缺くべからざる要素なればなり。故に前來の如く論陳して、更に畧圖を示し、以て容易に此旨を辨知せしむ。既に是

等の章項を辨知せる以上は、各部落の人々一般が、神社に對する觀念と行爲とを一定せざるべからず。

(二) 部落が神社に對する觀念の要綱

日本全國中、何處に行くことしてか、一部落をなせる所に於ては、必ずしも神社あらざるの地なく、其神社ある所以は、前條に於て既に明なるが、古來深き由緒あること、其部落の歴史に徴せば、また明なるべきなり。故に族姓の關係あるも否らざるも、其部落の開基、鎮護等に關せざるもの無きを以て、土地的觀念上より、各部落の善治を計り、産業を獎め、道義を厚からしめむに於ては、まづ其部落の鎮護たる神社に、敬意を表して、禮典を嚴肅にするぞ、最先最主のことなるべき。今此の觀念の要綱を擧ぐれば、左の如くなるべし。

一 神社は其部落を幽遠不斷に鎮護し給へり。

一 神社は其部落の開基に預りて、其地民と親密なる關係を有せり。

一 神社は其部落の歴史に關する唯一の形體なり。

一 神社の由緒を知るは、土地的觀念を深厚ならしむる所以なり。

一 神社の禮典儀式を修理するは、報本反始の本主にして、各部落の美風美德を増發する所以なり。

(三) 部落が神社に對する行爲の要綱

既に部落が神社に對する觀念一致せば、また隨ひて、其行爲をも一致せざるべからず。今一言以て之を總撮すれば、即ち氏神或は産神と尊敬し、氏子或は産子と稱揚する其名實を、各自が行爲上に表すべしと云ふの外なきも、此趣旨を細別して、其要綱を示さば、左の數項となりぬべし。

一各自が一子を擧ぐるや、必ずまづ、宮參を唱へて、誕生の儀式を設けて、社參せしむることあるべし。これ、氏子なるもの、本義に適へる美風なるのみならず、其身の發育を擁護し給へる、恩義を奉謝するの至誠を表し、且、其成長を希ふの情、最も然るべき理由なるべし。

一其子、小學或は中學等の學齡に達し、入校せむとするに際してや、まづ社參して其旨を奉告し、成業の志望を祈誓すべきは、前項誕生の儀式より推すも、極めて正當なる順序なるべし。而して後、各自専門の道に入らむとするや、また、其旨を奉告して、みづから誓詞を草案し、その趣旨を奏讀すべし。

一定年に達したる時は、既に兒童の群を脱し、大人の籍に入るものなれば、一身の責務甚重きが故に、まづ成年式

を擧げて社參し、數層謹慎を加へて過失なからしめ、且從來訓練せられたる、日本の精神を以て、公私の事業を成就し、國利民福を増進せむ趣旨の、誓文を草して奏讀すべし。

一兵役に徴發せられ、ある軍隊に入らむとするや、まづ社參して其趣旨を奉告し、義勇奉公の責務を盡し、身體健全にして、其役を畢へむことを祈誓すべし。

一部落、或は社會、又は國家に對して、公共事業を起さむとする時、若くは衆庶に推されて、名譽ある職務に就かむとする時、或はまた遠洋に航行せむとする時等、すべて其身重任を負はむとするに際しては、必ずまづ、其旨を奉告し、善美なる成果を見むことを祈誓すべし。

人々、是等の要綱に據りて、之を躬行せば、其部落の治績、井然

こして見るべきものあるに至らむは勿論、子孫に良風美俗を存するに足り、各部落相互に斯の如くせば、幽政的心識、自然強固にして、顯政的紀綱、自然振張せらるべし。これ、建國以來の特性に則れる民心統一の一大要素なればなり。

第十四 神祇と皇室との關係

そも、幽政の大本たる神祇の禮典は、又顯政の大本たるを以て、皇祖天神、建國の際に於て、之を勅語して皇孫に傳へ、歴代をして遵守せしめ給へること、第三章以下、第八章までに陳述したるが如し。故に本章の趣旨は、既に明なれども、なほ明治昌代の當時に附きて云は、賢所、皇靈殿、神殿等の祭儀には、御親祭さへあり。四季の祭祀、神宮、山陵、および、官國幣社等の例祭にも、有司をして禮典を盡させ給ひ、又特に、憲法を發布し給ふ時、或は大兵を海外に發遣し給ふ時等、國家に

重大の事ある時は、臨時勅使ありて、其旨を祭告し給ふなり。以て其關係の密切にして、古今一貫なる皇化を伺ひ奉らるべく、また幽政は、顯政の大本たる理も、推想するに餘りあるべし。皇化既に斯の如くなれば、民心統一の要素も、亦、須らくこれに準據せざるべからず。

第十五 國粹的官衙の必要

現今、我國の趨勢を察するに、たゞに前數章の謂あるのみならず、對外的事物の整頓は、大に其實を認めらるゝと同時に、對內的民心の統一を切望しつゝあること、予輩が贅言を俟たざるべし。之を統一するの良法、豈特に他に求めむや。假令、他に求めむも、其最も適切なるもの、決めて得らるべき理なからむ。これ實に第十三の章項に由るの外なければなり。既に前陳の章項に由るの外なしとせば、則ち之を一部落より

數部落に及し、一國より一縣に及し、一國縣より數國縣、數國縣より全天下と漸次に普及せむも、亦可なるが如くなれども、斯ては前言の切望に對して、充分なる満足を與ふることはざるは勿論、事去り期遅れて、如何ともなきがたき事あらむ。これ國粹的官衙の必要を感じる所以なり。

そもく、國粹的官衙とは何ぞや。是則ち予が所謂る幽政なるものにて、神祇に對する禮典儀式を整理する官衙を云ふなり。須らくまづ之を設置し、而して後、全國一般をして、最も嚴肅なる祭祀を擧げしめ、以て神祇祭祀の禮典は、報本反始の至誠を表して、忠孝節義の基礎をなす、日本の精神の要素たる事を知らしめば、教育に關する勅語の聖旨も、また自然に肝銘せられ、強固なる民心の統一を成し得べし。期して以て、埃つべしと信ず。茲に前來唱道したる章項に據りて、

本官衙設置の必要事項の重なるものを擧げば、即ち左の如し。

- 一 建國の組織を顯彰するに必要あり
- 一 教育に關する勅語を遵奉し、日本の精神を訓練するに必要あり
- 一 帝國憲法の下に立つ民心統一上に必要あり
- 一 國民の特性を維持し、且之を補長するに必要あり
- 一 軍事教育と文事教育との聯絡を計るに必要あり

結論

彼の博士須多因氏も云はずや。國家開進の氣運旺盛なる時に當り、國家が殊に維持すべきものあり。即ち國家の經脈を維持するに必要なる條件是なり。なほ之を推言すれば、其邦國に於て、特別に發達したる、慣例、儀式、または國風等は、之を

充分に保持せざるべからず。而して之を保持するの法、蓋し種々あるべしと云へども、まづ一方に於て、無形の國家的精神を培養すると同時に、他の一方におきては、有形の儀式典例を維持して、民心の歸向する所を示さざるべからず云々。これ即ち、無形の條件と有形の事物と、互に均勢を相保ちて、國家其者の獨立を維し、其發達の善美なるを得るものにて、本書の論主とする處、實にこゝに外ならざるなり。西哲、また云はずや、國風または慣例等の事は、一國を成せる所以の血脈なり。故に苟くも、之を中斷し去らば、即ち國死せむ。歐洲諸國が開發進歩したる、決して一朝一夕の間に結び得たるものにあらず。かの有機體が、一定の順序を經由して發達するが如く、或は保持し、或は改進し、以て今日を致したるなり云々。これまた前説と化合せり。

嗚呼、それ我大日本帝國が、數千年間に於て、開發進歩し來れるもの、また他義あるべからず。即ち建國以來の定體を保有し、其血脈を培養しつゝ、病根を斷ち、亂原を除き、これを肥大ならしめ、これを旺盛ならしめたる結果なり。吾人子孫たるもの、豈、祖先が多年の心勞を鑒みて、其事蹟を遵守躬行し、以て天壤無窮の皇運を翼賛し奉り、以て帝國無限の基礎を強固にし、國威邦光を發暉せむことを、瞬間も忘るべけむや。そも唯に然のみならず、回視すれば、對外的事物と對内的條件とは、日夜身邊に迫り來り、吾人が胸間を鼓動せしめて、善美なる光華を結成せむと、催促しつゝ、止む能はざる現象なり。吾人は、是等の諸條件を處理して、東洋の和氣と、日東の光榮を増進し、天と長く地と久しきを期すべき、無限の責務を負へり。勤勉せずんばあるべからず。由りて聊か其覺悟を

神皇事蹟正誤

頁	行	誤	正
三十二頁	六行	智育稱道は	智育を稱道
三十三頁	三行	二種の講法は	二種の論法
四十一頁	九行	振行せるは	振作せざる
四十三頁	終行	允武天降皇下は	允武なる天皇陛下
五十二頁	十行	善善は	善美
六十五頁	八行	逸に勞をは	逸につき勞を
八十五頁	十二行	あたりきにはは	あたりにては

明治三十三年十一月十五日印刷
 明治三十三年十二月三日發行

著者兼 高階幸造
 兵庫縣神戸市北野町
 三丁目十八番地

發賣者兼 吉川半七
 東京市京橋區南傳馬町
 壹丁目拾貳番地

印刷所 吉川印刷工場
 東京市京橋區柳町五番地

187
 154

解説し、以て同胞諸氏が参資に供せり。

頁六

神皇事蹟終

明治三十三年十一月十五日印刷
明治三十三年十二月三日發行

發著
行者兼

高 階 幸 造

兵庫縣神戸市北野町
三丁目十八番地

發印
賣刷者兼

吉 川 半 七

東京市京橋區南傳馬町
壹丁目拾貳番地

印刷所

吉川印刷工場

東京市京橋區柳町五番地

184

154

